

予算常任委員会会議録

1 本委員会の開催日時は次のとおりである。

令和5年3月22日（水） 午前 8時56分

2 本委員会の出席委員は次のとおりである。

委員長	鈴木 てるみ 君	副委員長	久木田 大和 君
委員	野村 和人 君	委員	藤田 直仁 君
委員	塩井川 公子 君	委員	川窪 幸治 君
委員	木野田 誠 君	委員	前島 広紀 君
委員	有村 隆志 君	委員	池田 綱雄 君
委員	前川原 正人 君		

3 本委員会の欠席委員は次のとおりである。

委員 松下 太葵 君

4 本委員会の委員外議員は次のとおりである。

議員 植山 太介 君                      議員 宮田 竜二 君

5 説明のため出席した説明員は次のとおりである。

建設部長	猿渡 千弘 君	建設政策課長	竹下 淳一 君
建設施設管理課長	安田 善郎 君	土木課長	西元 剛 君
建築住宅課長	侍園 賢二 君	建築指導課長	下舞 和稔 君
都市計画課長	秋窪 達郎 君	区画整理課長	岩元 龍己 君
建築住宅課長補佐	柰田 信幸 君	区画整理課長補佐	古江 洋一 君
建設政策課主幹	笛田 純一 君	建設政策課主幹	河野 博志 君
建設施設管理課主幹	養田 健 君	建設施設管理課	鶴園 裕之 君
建設施設管理課主幹	落水田 剛 君	土木課主幹	立山 和幸 君
建築住宅課主幹	和田 清仁 君	建築住宅課主幹	迫 則男 君
建築住宅課主幹	鶴ヶ野 浩二 君	建築指導課主幹	中澤 クミ子 君
建築指導課主幹	福盛 忍 君	都市計画課主幹	深迫 康幸 君
区画整理課主幹	赤塚 裕樹 君	建設施設管理課道路管理グループ長	海江田 和大 君
土木課道路整備第1グループ長	徳重 和博 君	土木課道路整備第2グループ長	叶 和美 君
都市計画課都市計画グループ長	米田 大祐 君	区画整理課業務第2Gアドバイザー	中尾 伸也 君
建設政策課政策G主査	今村 翔 君		
霧島総合支所副総合支所長兼市民生活課長	江口 元幸 君	霧島総合支所市民生活課主幹	貴島 俊一 君
霧島総合支所市民生活課温泉Gアドバイザー	冷水 辰雄 君	霧島総合支所市民生活課温泉G主査	上平熊 学 君
上下水道部長	浮邊 文弘 君	上下水道総務課長	久木元 直仁 君
水道工務課長	上小園 伸一 君	下水道工務課長	三島 由起博 君
上下水道総務課主幹	瀧間 宏 君	上下水道総務課主幹	福田 覚 君
水道工務課主幹	丸山 省吾 君	水道工務課主幹	深水 孝志 君
下水道工務課主幹	前田 裕明 君	下水道工務課主幹	八反田 竜一 君
上下水道総務課政策Gアドバイザー	伊澤 由記 君	上下水道総務課政策Gアドバイザー	藤田 守孝 君
下水道工務課下水Gアドバイザー	桐原 隆志 君		

6 本委員会の書記は次のとおりである。

書記 有村 真一 君

7 本委員会の所管に係る調査事項は、次のとおりである。

議案第21号 令和5年度霧島市一般会計予算について

議案第22号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

- 議案第23号 令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第24号 令和5年度霧島市介護保険特別会計予算について
- 議案第25号 令和5年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について
- 議案第26号 令和5年度霧島市温泉供給特別会計予算について
- 議案第27号 令和5年度霧島市水道事業会計予算について
- 議案第28号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算について
- 議案第29号 令和5年度霧島市下水道事業会計予算について
- 議案第30号 令和5年度霧島市病院事業会計予算について

8 本委員会の概要は次のとおりである。

「開 会 午前 8時56分」

○委員長（鈴木てるみ君）

予算常任委員会を開会します。本日は、去る2月22日の本会議で付託されました当初予算関係議案10件の審査を行います。本日の会議は、お手元に配付しました次第書に基づき審査を行いたいと思います。審査に入ります前に執行部より発言の申出がありましたのでそれを許可します。

○林務水産課長（市来秀一君）

林務水産課でございますが、令和5年3月20日の当委員会におきまして、私の答弁に訂正をお願いしたいところがございます。当日の委員会の中で飲雑用水施設の質疑の中で、簡易水道事業の定義についての御質問がございました。そちらのほうで私答弁としまして、給水戸数が100戸以上が簡易水道であるという答弁をしましたがこちらは誤りでございました。正確には給水人口が101人以上、加えて5,000人以下が簡易水道事業となります。私答弁する際に朴木地区につきましては企業等もありますことから、給水人口はもう100人を超えているものという判断で戸数という答弁をしてしまいましたが、こちらの給水人口につきましては、地域内で実際に生活をされている居住人口が給水人口の対象となります。事業所等に従事されている方の就労人口につきましては、対象外となりますので、そここのところも訂正をさせていただきたいと思います。誠にすいませんでした。本日訂正の答弁としまして改めておわび申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

続きまして教育部より発言の申出がありました。

○教育部長（池田宏幸君）

教育部でございます。私どもも20日の日の委員会の中で、少し説明不足がございましたので改めて説明いたします。学校給食課の質疑の中で、給食施設のウエット式とドライ方式の話をいたしましてその中で、ウエット式が単独調理場の中では、国分小学校と国分中学校の2か所と申し上げましたけれども、これが、国分小学校国分中学校それから国分北小学校、この3か所でございます。ただし、国分北小学校につきましては、現在継続的に行っております。学校の大規模改造の中で令和7年度に廃止をする予定でございます。答弁の中で申し上げたとおり、改修期間中は青葉小学校から配送するという事は、先日も申し上げているところでございます。現時点で北小学校が説明の中に含まれておりませんでしたので、ここの部分を訂正させていただきたいと思います。訂正しておわびを申し上げます。以上よろしく申し上げます。

○委員長（鈴木てるみ君）

今の2件で何か質疑がありますか。

○委員（木野田誠君）

林務のほうに、ちなみに101人以上ということが簡易水道ということでありましたけれども、100人以下はどういうふうに呼べばいいんですか。

○林務水産課長（市来秀一君）

100人以下の水道施設につきましては、通称ということになりますが飲雑用水施設ということと呼ばせていただいております。

○委員（野村和人君）

先ほどの給食課のほうに、国分北小を令和7年に廃止して青葉小から改修中は運搬すると言われたように思うんですけども、国分北小、廃止されて、もう全てその後ずっと青葉小からという意味ではないんです。

○学校給食課長兼国分地区南部学校給食センター所長（西溜和幸君）

今回の当初予算に青葉小学校の改修工事、その調理室の国分北小へ配送ができるような改修工事の設計業務委託を令和5年度予算に組入れておりますけれども、国分北小学校の給食施設につきましては、大規模改修によりまして使用ができなくなりますことから、令和7年度からは青葉小学校からの配送ということになります。

○委員長（鈴木てるみ君）

よろしいですか。ほかにありませんか。どうもありがとうございました。

### △ 議案第26号 令和5年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

それでは、まず、議案第26号 令和5年度霧島市温泉供給特別会計予算について、審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建設部長（猿渡千弘君）

議案第26号、令和5年度霧島市温泉供給特別会計予算について、ご説明いたします。霧島市温泉供給特別会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ7,918万3,000円で、前年度と比較して455万1,000円の増額となっています。本予算は、観光の振興及び住民福祉の向上などを目的として、霧島地区271戸、牧園地区20戸に対し、それぞれ給湯するための経費です。以上で、総括説明を終わりますが、詳細につきましては、霧島副総合支所長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○霧島総合支所副総合支所長兼霧島総合支所市民生活課長（江口元幸君）

予算説明資料、予算に関する説明書は31～32ページになります。(款)1総務費 (項)1総務管理費 (目)1一般管理費本費目は、職員の人件費及び使用料収納事務等や温泉供給事業の一般管理に係る経費で、一般管理費の総額は3,049万6,000円です。主なものは、委託料229万7,000円で温泉使用料収納管理システム改修委託などです。特定財源は、その他財源として、温泉供給事業基金繰入金122万7,000円や加入金60万円など、総額199万8,000円を充当しています。(款)1総務費 (項)1総務管理費 (目)2温泉施設費本費目は、温泉施設の維持管理に係る経費で、温泉施設費の総額は4,668万7,000円です。主なものは、光熱水費1,203万8,000円や修繕料1,443万6,000円などの需用費2,660万2,000円のほか、市道戸崎原線温泉管布設替の工事請負費1,070万円です。特定財源は、地方債として公営企業債1,120万円、その他財源として分湯装置工事分担金50万円を充当しています。次に、予算に関する説明書33～34ページになります。(款)2予備費 (項)1予備費 (目)1予備費 予備費の200万円は予算外の支出、または、予算超過の支出に対応するために計上しています。以上で説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終了しました。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

温泉施設費で光熱水費1,203万8,000円。これは主にどういうのに、使われてる。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

温泉タンクにモーターがありますんで、そこの電気料が主なものです。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の裏のほうで、市道戸崎原線温泉管布設替工事これが出てるんですけど、長さは

何メートルを予定した管布設になるんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループ主査（上平熊学君）

延長につきましては、220m程度を布設替えする予定であります。これにつきましては令和5年度と6年度2か年度に分けて、全体をする予定であります。

○委員（前川原正人君）

おっしゃったのは220mをその2年間でというそういう意味ですか。ということは、今度の当初予算では、何mになるんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループ主査（上平熊学君）

当初予算のほうでは、100mを予定しております。道路改良の延長に合わせて若干は前後あるかと思えますけども。

○委員（前川原正人君）

それと自分が住んでるところが温泉にほとんど縁がないところなものですから、よく分からない部分がたくさんあるんですけど、温泉タンクの清掃委託料。これは大体年間、どの程度期間をかけて、湯の花、スケールっていうんですかね。あれを取り除くというのは分かってるんですけど、どれぐらいの期間で、清掃作業というのをされるものなんですか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

11月の初め頃に5日間かけて行います。

○委員（前川原正人君）

年に1回だけという、そういう位置づけでよろしいですか。

○市民生活課主幹兼温泉グループ長（貴島俊一君）

湯の花が結構たまるところは毎年するんですけど、こちらの下流部の余りたまらないところは2年に1回です。

○委員（木野田誠君）

温泉の布設替をされるということですが、前回されたのはいつ頃なのか。全体の管の布設替えの計画はどうなってるか教えてください。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループ主査（上平熊学君）

温泉管につきましては、昭和50年頃布設をされたようであります[同ページに訂正発言あり]。しかしながら温泉パイプじゃなくて、水道管の中に温泉を通してのものですから、頻繁に管が割れたりしているところでもあります。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

一部訂正させていただきたいと思います。50年ほど経過している見込みだと思います。平成4年から7年度に同温泉管の改良工事を行ったんですが、それに該当しなかった古い管でおよそ50年程度たっている管だと思っております。

○委員（木野田誠君）

平成4年から大規模な管の改修があったと思いますけれども、まだ残ってる管はまだほかにもあるんですか。

○霧島総合支所市民生活課温泉グループサブリーダー（冷水辰雄君）

ほかにもあります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにもありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

以上で、議案第26号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前 9時10分」

「再開 午前 9時15分」

## △ 議案第21号 令和5年度霧島市一般会計予算について

### ○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算について、建設部の審査を行います。まず、建設政策課、建設施設管理課、土木課について行います。執行部の説明を求めます。

### ○建設部長（猿渡千弘君）

議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算について、ご説明いたします。（予算書5～6ページ）令和5年度霧島市一般会計予算の総額につきましては、歳入歳出それぞれ649億3,000万円で、歳出予算額のうち土木費は50億7,383万7,000円を計上しており、前年度と比較して1億1,237万2,000円、率にして約2.3%の増額となっています。この増額の主な要因としましては、都市計画費の都市再生整備計画事業や道路橋梁費の橋梁長寿命化修繕事業などによるものです。なお、各予算の内訳としましては、土木管理費で6億8,272万7,000円、道路橋梁費で17億3,484万5,000円、河川費で1億7,994万9,000円、港湾費で315万3,000円、都市計画費で18億7,327万3,000円、住宅費で5億9,989万円をそれぞれ計上しています。また、災害復旧費では、公共土木施設災害復旧費で、1億4,400万円を、諸支出金では、公営企業費で、4億7,967万3,000円をそれぞれ計上しています。（予算書9ページ）第4表 地方債については、各種事業債の限度額をそれぞれ設定しています。以上で、建設部関係の総括説明を終わりますが、詳細につきましては、担当課長が説明いたしますので、よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

### ○建設政策課長（竹下淳一君）

建設政策課に関する令和5年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料1ページ、予算に関する説明書は200～201ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）1土木総務費 土木総務費3億4,142万3,000円のうち、建設政策課分の主な事業は、「未登記整備事業」の1,032万4,000円で、会計年度任用職員の報酬等のほか、未登記の解消を図るための登記手続きに必要な現地測量・地積測量図作成などの業務委託に係る経費です。次に、予算説明資料1ページ、予算に関する説明書は204～207ページになります。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）2道路新設改良費 道路新設改良費4億9,895万6,000円のうち、建設政策課分は「県営道路整備負担金事業」の2,000万円で、現在、県が整備を進めている県道紫尾田牧園線など4路線の道路改良事業に係る負担金です。特定財源は、その他財源として特定建設事業基金繰入金2,000万円です。

### ○建設施設管理課長（安田善郎君）

建設施設管理課に関する令和5年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料2ページ、予算に関する説明書は200～201ページになります。（款）8土木費（項）1土木管理費（目）1土木総務費、土木総務費3億4,142万3,000円のうち建設施設管理課分は「市道・橋梁台帳整備事業」の713万8,000円であり、道路台帳システム保守及び道路台帳補正業務等に係る委託料です。次に、予算説明資料2～4ページ、予算に関する説明書は204～205ページになります。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）1道路橋梁維持費「地方改善施設整備事業」の1,020万円は、生活環境の安定向上を図るための隼人地区の真孝西～山王上線の道路及び排水路等の整備に係る経費です。「道路維持改良事業」の6,130万円は、住民の生活環境の改善を図るための生活道路及び排水路の整備に係る経費です。委託料380万円は、隼人・溝辺・横川地区の流末水路及び市内の隅切り・未登記箇所等の測量設計等に係る経費です。工事請負費5,000万円は、国分地区の野口13号線、溝辺地区の側道木佐賢桑迫2号線、横川地区の上小脇線、牧園地区の霧島温泉駅前～観音線、霧島地区の東多羅線、隼人地区の東川原線及び住吉西線、福山地区の土地改良区19号線に係る経費です。また、公有財産購入費300万円、補償補填及び賠償金450万円は、隼人・溝辺・横川地区の流末水路及び市内の隅切り・未登記箇所の取得等に係る経費です。「道路維持管理事業」の3億4,084万2,000円は、市道の維持管理に要する経費であり、令和4年4月1日現在の市道路線数は2,438路



線、総延長約 1,611km です。給料 758 万 6,000 円及び職員手当等 180 万 6,000 円は、道路維持作業員 4 人分の経費を計上しています。需用費 2 億 1,047 万 9,000 円は、道路や側溝等の修繕料、凍結防止用の融雪剤の購入費など、維持管理に係る経費です。委託料 1 億 1,000 万円は、市道の点検パトロール・道路維持補修作業等の年間管理を霧島市シルバー人材センターへ委託する経費、国分地区、溝辺地区、隼人地区、福山地区の街路樹の剪定・薬剤散布・植込地伐根除草等を行う経費、市道草払い委託を年に 1～3 回実施するための経費及び通行に支障をきたしている箇所の高所木伐採に係る経費です。使用料及び賃借料 247 万 1,000 円は、道路補修等に係る機械借上料であり、原材料費 850 万円は、道路補修用合材等の購入費を計上しています。「橋梁長寿命化修繕事業」の 3 億 8,150 万円のうち委託料 7,050 万円は、橋梁長寿命化修繕計画に基づいて補修を行うための、国分地区のめがね橋ほか市内 6 橋に係る詳細設計業務と市内一円の橋梁定期点検業務及び個別施設計画策定業務に要する経費です。工事請負費 3 億 1,100 万円は、国分地区の福島橋ほか市内 11 橋の修繕工事に要する経費です。「道路アダプト制度事業」の 354 万円は、アダプト団体が行う市内の主要幹線道路の環境・景観及びその機能の維持・保全の活動支援金等であり、継続団体 79 団体分と新規登録見込団体 11 団体分です。「道路施設防災安全対策事業」の工事請負費 1 億 8,700 万円は、国分地区の国分～銅田線、岩戸～新町線、隼人地区の姫城中央線、姫城 4-2 号線、木之房～上野線の舗装修繕と、隼人地区の木之房～上野線の法面対策、国分地区の岩戸～新町線、隼人日当山地区の生活道路対策を行う経費です。「トンネル長寿命化修繕事業」の 5,400 万円のうち、委託料 400 万円は、隼人地区の小野浜トンネルの定期点検に要する経費です。工事請負費 5,000 万円は溝辺地区の空港隧道トンネルの修繕工事に要する経費です。特定財源の国県支出金 2 億 8,838 万 8,000 円は、国庫補助金が地方改善施設整備事業費 510 万円、道路メンテナンス事業費 2 億 3,952 万 5,000 円、道路交通安全施設等整備事業費 1,705 万円、社会資本整備総合交付金 1,500 万円、県支出金が電源立地地域対策交付金 1,171 万 3,000 円です。地方債は公共施設等適正管理推進事業債 1 億 1,340 万円、その他財源は、特定建設事業基金繰入金 2 億 7,510 万円、ふるさとときばいやんせ基金繰入金 350 万円、雑入のテクノポリスセンター内街灯電気料金負担金 19 万 2,000 円、道路賠償責任保険 100 万円、土木手数料 1 万 6,000 円を計上しています。次に、予算説明資料 5～6 ページ、予算に関する説明書は 214～215 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 5 都市計画費 (目) 4 公園費、公園費 2 億 1,000 万 5,000 円のうち建設施設管理課分についてご説明いたします。「公園管理事務事業」の 1,914 万円は、県から管理委託を受けている天降川ふるさとの川河川公園や市内の普通公園等の維持管理に要する経費です。「都市公園管理事業」の 4,758 万 4,000 円は、国分地区の 19 都市公園と隼人地区等 37 都市公園の維持管理・運営に要する指定管理料及び老朽化したトラックの更新に係る備品購入費等です。「城山公園管理事業」の 2,234 万 1,000 円は、城山公園の維持管理・運営に要する指定管理料及び新貨幣発行に対応する券売機の更新に係る備品購入費です。「丸岡公園管理事業」の 1,183 万円は、丸岡公園の維持管理・運営に要する指定管理料及び花壇管理機等の更新に係る備品購入費です。「公園改修事業」の 8,221 万 4,000 円は、公園利用者の安全確保や公園利用の促進を図るために実施する公園施設改修に係る経費です。需用費 781 万 4,000 円は都市公園の遊具修繕等に要する経費です。委託料 5,060 万円は丸岡公園における噴水やトイレ、ゴーカートのコース延伸及び車庫新築等に係る設計業務委託や遊具改修に係る経費です。工事請負費 2,190 万円は、丸岡公園内の広場造成や倉庫等の新築、ステージ解体及び国分清水地区コミュニティ広場におけるバスケットゴール設置に係る経費です。備品購入費 190 万円は丸岡公園で使用する電動カー 2 台の購入に要する経費です。特定財源の国県支出金 2,090 万円は、国庫補助金が社会資本整備総合交付金 1,430 万円、県支出金が河川公園管理業務費の 660 万円です。地方債は過疎対策事業債 4,630 万円、その他財源は、ふるさとときばいやんせ基金繰入金 1,280 万円、公園使用料 50 万 7,000 円を計上しています。次に、予算説明資料 7 ページ、予算に関する説明書は 260～261 ページになります。(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 土木施設災害復旧費 土木施設災害復旧費 1 億 4,100 万円のうち、建設施設管理課分は、「現年補助道路施設災害復旧事業」の 2,015 万円、「現

年単独道路施設災害復旧事業」の9,485万円であり、道路施設の災害復旧に対応する経費です。特定財源の国県支出金は、現年補助土木災害復旧費1,200万6,000円で、地方債は公共土木施設災害復旧事業債6,640万円です。

○土木課長（西元 剛君）

土木課に関する令和5年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料8～9ページ、予算に関する説明書は204～207ページになります。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）2道路新設改良費 道路新設改良費の4億9,895万6,000円のうち、土木課分の主な事業として、「道路新設改良事業」の2億2,440万円は、委託料が、国分地区の（仮称）新町～久保田線外1路線と、登記丈量図作成等に係る経費で、工事請負費は、国分地区の国分中央高校～国分郵便局線外3路線と、牧園地区の宿窪田線に係る経費です。また、公有財産購入費は、国分地区の敷根～上之段線外1路線に係る経費として、補償補填及び賠償金は、国分地区の（仮称）新町～久保田線外3路線に係る経費として計上しています。「辺地対策道路整備事業」の1億1,150万円は、委託料が国分地区の口輪野～永迫線、工事請負費が、国分地区の上之段～塚脇線、霧島地区の泉水～市後柄線に係る経費です。また、公有財産購入費は、国分地区の口輪野～永迫線、霧島地区の泉水～市後柄線に係る経費として、補償補填及び賠償金は、国分地区の口輪野～永迫線外1路線、霧島地区の泉水～市後柄線に係る経費として計上しています。「過疎対策事業」の1億3,440万円は、委託料が、横川地区の城山2号線外1路線、福山地区の福地線、霧島地区の遠見松～泉水線他1線の経費で、工事請負費は、横川地区の城山2号線、福山地区の土地改良区20号線、霧島地区の戸崎原線に係る経費です。また、公有財産購入費は、横川地区の城山2号線外1路線、福山地区の土地改良区20号線外1路線、霧島地区の戸崎原線外1路線に係る経費として、補償補填及び賠償金は、横川地区の城山2号線外1路線、福山地区の土地改良区20号線外1路線、霧島地区の戸崎原線外1路線に係る経費として計上しています。特定財源の地方債3億9,170万円は、辺地対策事業債1億1,150万円、過疎対策事業債1億3,440万円、合併特例債1億4,580万円です。その他財源は、特定建設事業基金繰入金7,210万円です。次に、予算説明資料9ページ、予算に関する説明書は206～207ページになります。（款）8土木費（項）2道路橋梁費（目）3幹線市道整備事業費 幹線市道整備事業費の1億7,979万円のうち、人件費を除く「幹線市道整備事業」の1億3,000万円は、委託料が、国分地区の検校橋～下川内線外1路線の経費で、公有財産購入費は、国分地区の川跡～有下線外1路線、溝辺地区の馬立～北原線に係る経費として、補償補填及び賠償金は、国分地区の川跡～有下線、溝辺地区の馬立～北原線に係る経費としてそれぞれ計上しています。特定財源の国県支出金7,150万円は道路交通安全施設等整備事業費で、地方債2,340万円は合併特例債です。次に、予算説明資料10～11ページ、予算に関する説明書は208～209ページになります。（款）8土木費（項）3河川費（目）1河川管理費 河川管理費の1億7,994万9,000円のうち、「県施行河川関係負担金事業」の4,309万9,000円は、土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、県が事業主体となって行う県単砂防施設整備事業や急傾斜地崩壊対策事業の負担金です。「水門維持管理事業」の184万円は、二級河川に設置された水門等の管理を行う経費です。「河川等維持管理事業」の1,001万円は、市で管理する河川の災害を未然に防止し、地域住民の生命・財産を守るために適正な管理や修繕工事等を行う経費です。「県単急傾斜地崩壊対策事業」の4,500万円は、急傾斜地における土砂災害から地域住民の生命・財産を守るため、市が事業主体になり、急傾斜地の崩壊防止対策を図るもので、工事請負費は、溝辺町の論地地区、牧園町の湯ノ窪地区、隼人町の瀬戸口地区の経費です。「総合治水対策事業」の8,000万円は、委託料が国分地区の府中第2樋門詳細設計、国分・隼人地区の排水路浚渫の経費で、工事請負費は国分地区の府中第2樋門の改良、隼人町見次地区の排水路整備、横川町中ノ地区の二石田川護岸整備、隼人町野久美田地区の下川と霧島田口地区の永池川の浚渫の経費です。特定財源の国県支出金2,410万2,000円は、水門管理業務費160万2,000円と県単急傾斜地崩壊対策事業費2,250万円で、地方債の7,550万円は緊急自然災害防止対策事業債6,450万円と緊急浚渫推進事業債1,100万円です。その他財源6,300万円は特定建設事業基金繰入

金 4,300 万円とふるさときばいやんせ基金繰入金 2,000 万円です。次に、予算説明資料 11～12 ページ、予算に関する説明書は 210～211 ページになります。(款) 8 土木費 (項) 4 港湾費 (目) 1 港湾管理費 港湾管理費の 315 万 3,000 円のうち「県施行港湾関係負担金事業」の 150 万円は、県が事業主体となつて行う隼人港の照明灯設置と福山港外郭施設の整備で、津波による浸水被害を防止する為の防潮工に伴う負担金です。「港湾施設維持管理事業」の 160 万 3,000 円は、福山海浜緑地広場及びトイレ等の維持管理や県から委託を受けた隼人港の防潮扉及び国分敷根海岸、福山海岸に設置されている陸閘の管理を行うための経費です。特定財源の国県支出金 13 万 2,000 円は水門管理業務費で、その他財源 150 万円は特定建設事業基金繰入金です。次に、予算説明資料 12 ページ、予算に関する説明書は 260～261 ページになります。(款) 11 災害復旧費 (項) 2 公共土木施設災害復旧費 (目) 1 土木施設災害復旧費、土木施設災害復旧費 1 億 4,100 万円のうち、土木課分は 2,600 万円で、災害により被災した市管理の河川を速やかに復旧するための経費です。特定財源の国県支出金は、現年補助土木災害復旧費 600 万 3,000 円で、地方債は公共土木施設災害復旧事業債 1,740 万円です。次に、予算説明資料 12 ページ、予算に関する説明書は 268～269 ページになります。(款) 13 諸支出金 (項) 1 公営企業費 (目) 4 下水道事業費、下水道事業費の「下水道事業負担金事業」4 億 7,967 万 3,000 円は、霧島市下水道事業への運営補助です。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長 (鈴木てるみ君)

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。まず、建設政策課に対しての質疑はありませんか。

○委員 (前川原正人君)

全体的なことになるんですけど、公共施設管理の基本方針が、平成27年に出来まして、それから40年間やっていきますと、ただし5年ローリングで見直していきますというのが、公共施設マネジメントの一つの方針なんですけれど、その中で、例えばこの予算に出てまいります。橋梁の長寿命化の修繕工事、これなんかは5年に1回、これは昨年3月に追記事項として、方針が追加された部分があるんですけど、霧島市で大体どれぐらいの橋梁、そしてその計画が考えられているんですか。予算の中では、先ほど6か所でしたか、橋梁点検をしていくということでおっしゃったんですけど。今後の課題として、どのような方向で進めていくということになるんですか。

○建設施設管理課主幹 (養田健君)

橋梁につきましては前回もお話をさせていただいたんですが、今1回目の点検について判定が悪いものについて補修をしているところであります。そのときの橋梁数につきましては、655で出していると思いますが、ただ2回目の点検では、そのときに点検が漏れてる部分があったりとか、それと、新設された分がありますので、橋梁数については前回に比べて不増えているところではあります。判定3、4について今補修をしているところですが、今回も1回目の点検では、令和5年度までに何らかの形で、手を入れるようにということで、国のほうから示されておりますので、それを実施しているところでありまして。今後6年7年でも、1回目の点検で、3、4の判定が出てる部分も、対処しなければならぬところでありまして。それとまた6年からは、2回目の点検で判定が3、4になった部分についても補修をしていかなければならないとことでもあります。補修をすることによって、今ある橋梁を、少しでも長もちをさせようというのが、橋梁補修の考え方にはなろうかと思っております。

○委員 (前川原正人君)

その時々状況判断等もあると思うんですけど、問題は財源の措置ですよ。政策的に進めていけば、一財で全部できるかということそうではないと。国や県の支出金だったり、そういう補助事業等を活用するっていうのは当然前提になるんですけど、そういうのはちゃんとしっかりと担保されているという理解でよろしいんですか。これは政策的な部分になると思うんですけど。

○建設施設管理課主幹 (養田健君)

補助につきましては、国費につきましては55%。単独分持ち出し分については、起債等もあります



が、ただ市全体でやはり考えないといけないところがありますので、現在は起債等については充当していないところでもあります。なんですけど今後、市全体の起債のことを考えながら、充てないといけない部分になるかと思えます。それとあと、いろんなそういうメンテナンス会議とか会議があるんですが、その中でも、ちょっとでも国費の補助率のアップの要望とかそういうのも、霧島市だけではなく、ほかのところからも要望があるところですので、その辺も踏まえて、国のほうにも、要望していきたいと思えます。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の1ページのほうで、未登記整備の事業で、土地調査22件、詳細調査が20件ということで、少しずつ進みつつあるというのは、大体傾向的には分かるんですけど、概要でどれぐらいの未登記の箇所があるのか、そして、今どれぐらい進んでいるのか、お知らせいただけますか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

令和3年度末までの状況ですけれども、実際合併前の未登記筆数が541筆ございました。合併後の未登記の確認筆が245筆、合計が785筆になっております。これは令和3年度の末の分でございます。現在までが、未登記の筆数が325筆になっております。

○委員（前川原正人君）

350筆程度が残っていると。それにプラスアルファも当然出てくるとは思いますが、一気には無理でしょうけど、調査が大体年間20件程度ぐらいの進捗でしかできないという理解でよろしいんですか。

○建設政策課長（竹下淳一君）

年間20筆が現状です。

○委員（川窪幸治君）

委託料ということで口述のほうにも書いてあるんですけども、この業者が、何人かいらっしゃるのか、職員が全て行くのかそこはどうなんでしょう。

○建設政策課長（竹下淳一君）

この委託につきましては、測量委託業務を公益社団法人鹿児島県公共嘱託登記土地家屋調査士協会のほうに委託をしております。

○委員長（鈴木てるみ君）

建設施設管理課に移ります。質疑はありませんか。

○委員（藤田直仁君）

ポンチ絵の11ページのところに、公園改修事業というので内容はいろいろ載ってるんですけども、今回の横川の丸岡公園を見せていただいたんですけども、普通の維持管理だけであれば、この施設管理課というところがされるでしょうけれども、公園の魅力度を上げて、維持とか改修整備等であればこの課だけでいいんでしょうけれども、公園の魅力度を上げるために、ゴーカートを延長して、ただこの後なんかも長いのが出てくるんで、九州一でというような説明を受けたような気がするんですが、このように、その維持管理以外に夢を語ったりとかいうような部分というのは、建設施設管理課だけで考えとかプランというのをつくっていくのかということ、ほかにどっかの課とからんで造った後の情報発信とかPRも含めて、どのような課が絡んでこういう設定をしていくのかという教えていただけないでしょうか。

○建設施設管理課主幹（落水田剛君）

公園の整備の計画につきましては、実際1年以上前から、指定管理者のきりしまPPPという、会社なんですけど、そちらと、丸岡公園の施設というのが、市建設施設管理課だけではなくて、商工観光部の商工観光施設課、それから林務水産課、それから横川の市民生活課と、そういう、他課との関連がございますので、一緒になって協議を進めてきたところでございます。いろいろな魅力アップということで、いろいろな検討をしております、その中で今実現しかけているのが今回、予算のほうを出させていただいた内容になっております。PRに関しましては、もちろんきりしま

PPPのほうもホームページ等でPRをしますし、もちろん情報発信ということで、マスコミとそういうところも利用しながら、発信のほうはしていきたいというふうに考えているところでございます。

○建設部長（猿渡千弘君）

少し補足しますけども、公園に関する全体的な計画という話についてなんですけども、一応都市計画課のほうで今、来てないんですが、都市計画課のほうで、都市計画マスタープラン基本計画というのをつくっております。それは都市基盤とか、そういった基本的な考えの中で、そういった公園についても、緑地を確保するとか、そういった全体計画の中でも、都市計画マスタープランの中で位置づけをしております。その中でそういった整備についても、ある程度、整備についても都市計画課のほうでそういった整備をしますけどもまたその整備後の維持管理とか、1回整備した中で見直しをして、さらに、公園を充実させるっていうところにつきましては、建設施設管理課の公園グループのほうで、やっているような状況でございます。先ほど言ったようにほかの部署なんかも、いろんな管理するところありますので、維持管理とかそういった見直しにつきましては、庁内全体的なところが出てくるかと思えます。

○委員（野村和人君）

2ページの市道橋梁台帳整備事業について、委託の部分で昨年より統合型GIS公開システム保守業務委託というのが新たに加わっているようでございますが、委託について御説明いただけないです。

○建設施設管理課道路管理グループ長（海江田和大君）

今市役所の中で使用しております。公開型のGISを新たに、令和5年4月から、一般向けに公開をするというものになっておりまして、この中身といたしましては、建設施設管理課のほうで市道台帳に関すること。そして、都市計画課のほうで、用途地域に関すること、あともう一つ、建築指導課で建築基準法上の道路の情報について、これを公開するというものになっておりまして、これが新たに追加されたものというふうになっております。

○委員（野村和人君）

分かりにくいです。実際、それで、用途地域とか道路情報もある程度分かるんですけども、GISっていう言葉が分からないっていうところと、実質上市民にとって、どういう情報を公開されている、それがどういう用途につながっていくであろうという、そう市民にとっての目線で言っただけであれば助かります。

○建設施設管理課道路管理グループ長（海江田和大君）

この地図情報というのが、道路管理グループのほうでいいますと、窓口にお客様がいらっしゃいまして、この道路の市道名を教えてくださいとか、道路の幅員を教えてくださいという問合せがございます。それが窓口に来ることなく、インターネットを通じて、地番等で、情報、市道名だったり幅員だったりとか、そういったものを窓口に来ずに、閲覧できる、確認できるというものになっております。

○委員（野村和人君）

その情報は用途地域とかも、今でも公開されてたように思うんですけど、これが新たに、来年度、公開されていく情報になっていくっていうことですか。

○建設施設管理課道路管理グループ長（海江田和大君）

用途地域についてはちょっと都市計画課のほうになりますので把握していないところがあるんですけど。その情報もあわせて載せるというふうに聞いております。

○委員（池田綱雄君）

3ページの上のほう、道路維持管理事業についてお尋ねしますが、今回3億4,000万円余りという予算が組まれております。これで足りるのかと心配してるんですけど、これは市内一円の維持管理をされているわけで、本当はこまめに動いているなどは思います。昨日実は、ヤマダ電機から広瀬の

ほうに通じる道路を小雨の中走っていました。ひどいところは、道路のセンターラインまで水がたまっておりまます。ほとんど水がたまっておって歩道はほとんど通れない、この道路は国分中央高校、国分高校の唯一の通学路でもあります。恐らく今日あたり、水を飛ばされてるんじゃないかなと思いますので、排水溝への穴が詰まっているんだらうなと思いますので、今年度の予算が残りがあれば、ぜひ早めに、この補修をしてもらいたいと思いますがどうですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

今池田委員のほうから質問ありましたが、全体的な予算につままして大きな増額ってのはなかなか難しいものですから、その中で、職員で優先度を決めまして、おっしゃられるように、急ぐところとも緊急性の高いところは、今年度もやっていると思いますので、今お聞きしたのでまた、市民の情報とかありましたら、すぐに動きまして、できる範囲でやっていきたいと思います。

○委員（池田綱雄君）

現地を見ていただいて、これは、ここ1か月や2か月の問題じゃない。もう6か月前からもう1年前からも、砂がたまって、排水溝を塞いで、水がたまっている問題だと思いますので、ぜひ早めに、そういうところをしていただきたいなと要望しておきます。

○委員（前川原正人君）

新年度の予算の中で、丸岡公園の管理事業で、指定管理制度を導入をして、管理していただくわけですが、これが指定管理ができたときに、軽微な補修等については、大体10万円というのが一つのベースだったんですね。これも、物価高騰なんかを考えれば、若干、余裕を持たせた、もう少し金額を上げるなりの措置というのが今回の予算には入っているのでしょうか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

おっしゃられますように、やはり指定管理者で10万円以内というのは、していただくようになっております。同様の予算で考えております。

○委員（前川原正人君）

逆に言えば、10万円までは指定管理者が対応しますよと。その後それ以上の重篤なやつたらいかんですけど、軽微ではない部分については、役所との協議の中で進めていくというスタンスは変わらないという理解でよろしいんですね。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

そのとおりです。

○委員（池田綱雄君）

これは確認ですが、3ページの、橋梁長寿化事業ですが、この工事請負費の中に、福島橋というのがあるんですが、これは旧県道にかかっている橋のことですか。

○建設施設管理課長（安田善郎君）

はい。そのとおりです。

○委員（野村和人君）

3ページの道路維持管理のほうでお尋ねさせていただきます。道路維持作業員の4名の方が使われる重機類はどのような重機があつてその維持費、燃料費はここに上がってる分でもいいのかなというふうに思いますが、その辺について、また、どの程度の作業までがこの4名の方々ができるのか、教えていただきたいです。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

作業員が使う重機につきましては、まずタイヤショベル、それとミニバックホーを使った作業になります。内容につきましては、タイヤショベルで路肩の清掃等をする作業等が主になります。それと、ミニバックホーにつきましては、側溝に土砂がたまっている部分についての状況等をする作業になります。それとあと、ほかの方は、ちょっとした高所木の伐採後、法面の草払いとか、そういう作業をしているところでもあります。維持費については、後ほど、回答させていただけないでしょうか[13ページに答弁あり]。

○副委員長（久木田大和君）

他市では、道路のわきの、除草を、除草剤を散布して行っているという事例等があるようですが、霧島市そういうような事例があるのかということと、今後行っていく予定があるのかについてお伺いいたします。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

除草剤につきましては、県道とか国道のほうも、今の除草剤を散布をしているところであります。市としても、現場の状況に踏まえて、今後、除草剤の散布についても考えていきたいと思っております。それにつきましてもいろいろ通学路とかあと、地域の道路、そういうのになりますので、学校とか、地域のほうにも、話をした上で対応を考えていきたいと思っております。

○副委員長（久木田大和君）

続きまして4ページの道路アダプト制度事業につきまして、現在、79団体及び新規で11団体ということですが、長さ的にどれぐらいの距離を委託しているのかについてお伺いいたします。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

アダプト制度につきましては延長がそれぞれ3段階に分かれております。最小で400m以上750m未満、次の段階になりますと750m以上1,500m未満、最大になりますと1,500m以上という3段階に分けてお願いしている状況であります。

○副委員長（久木田大和君）

全体の長さで、今、委託をしているところが何mぐらいあるのかということと、この制度について、どのような形で利用ができるのかについてお示してください。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

実施延長につきましては令和4年度になりますけれども、全体延長で7万7,370mを活動団体のほうにいただいているということになっております。今登録していただいている団体は公民館とか自治会、あと老人クラブ、企業、その他と有志団体等が登録していただいております。要綱等の中では、同じような形で、対象となる団体につきましては、市内の企業等の法人とか、あと、自治公民館、自治会、老人クラブ、PTA、その他活動の継続性が保たれる市民活動の団体が対象となっております。

○副委員長（久木田大和君）

同じく4ページのトンネル長寿命化修繕事業について、こちらを、現在市が管理をしているトンネルというのが何か所ぐらいあるのかお示してください。

○建設施設管理課主幹（鶴園裕之君）

市内では3か所、3トンネルを管理しております。

○委員長（鈴木てるみ君）

次に土木課について質疑はありませんか。

○委員（木野田誠君）

辺地対策事業と過疎対策事業についてですが、令和5年は辺地対策も過疎対策も何か所かを進めていく、整備されていくということで計画が上がっております。辺地対策と過疎対策の起債の仕方ですが、例えば1件でも起債はされるのか。それともやっぱり何件かこういうふうにまとめてないと起債されないのか。例えば1件でも起債されるのであれば、その際の金額はある程度決められているのか教えてください。

○土木課長（西元 剛君）

過疎債も、辺地債も地域の格差を是正するための制度ではありますが、過疎は地域ごとの5年に1度の事業計画になりますので、個別にというのはできない事業でございます。ただし辺地債につきましては、路線路線ごとに、5年に1度、路線をまた新たに計画することができますので、路線ごとの整備計画は可能です。ただ、事業費につきましては、辺地債も過疎債も起債枠がある程度決まっておりますので、その調整を図りながら、バランスをとりながらの計画になるのか

と思います。

○建設部長（猿渡千弘君）

過疎債と辺地債なんですけども、過疎債は、過疎地域に指定された地区がありますよね。その中であれば、どこでも使えるということで、ある程度その過疎計画の中に、こういった整備をするというのを、あらかじめ路線を入れてますので、その路線を整備できると、辺地については、辺地地区というのが点数制があるんですけど、そこについては例えばバス停まで遠いとか、そういったある程度条件があつてその点数があるところについては辺地計画という形でできますので、ある程度決まった路線を整備という形になります。そういったように、過疎計画に上がってる路線につきましては、1か所でもできると思いますけれども、全体的な市の過疎、起債枠がありますので、そこは、予算を組むときに、全体的な協議をしながら、計画を上げて、我々としては、要望があれば、計画を上げたりしますけども、起債の枠がありますので、それを超えてしまうとできないので、そこは調整があつたりとか、そういう形になります。

○委員（木野田誠君）

過疎対策事業については、一つの事業でもできるということで、ここは建設部ですから道路関係が多いんですけども、過疎債の利用の範囲も広く、今度はできてますので、いろいろ組合せもできるかと思いますが、私がどうしても知りたかったらその最低幾らの起債からっていうのは、そこを知りたかったんですけども、分かったらまたいずれ教えてください。

○委員（前川原正人君）

説明資料の8ページの中で、公有財産購入費が計上がございます。ポンチ絵でいきますと12ページになるんですけど、財産購入費の部分が440万円の予定なんですけれど、これは道路改良に伴う、公有地を財産購入するんだということで見れば分かるんですけど、大体どれぐらいの面積、延長になるの、予定はどうなってるのかお示しいただけますか。

○土木課道路整備第1グループ長（徳重和博君）

ただいまの御質問で、敷根～上之段線、用地費が7筆になります。㎡数が812㎡を予定しております。ほか1路線は新町～窪田線になります。新町～窪田線は、用地費、1筆の101.6㎡を予定しております。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

先ほど野村委員のほうから御質問があつた件についてお答えいたします。タイヤショベルにつきましては、リースになります。リース代として年間77万6,160円を計上しておるところです。それとあとの重機等につきましては、市のほうで購入をしてる分になりますので、購入金額について今ここで分からないんですが、あとそれに係る車検や保険代で18万円の支出があるとこととであります。

○委員（野村和人君）

今の77万6,000円や18万円は、事業費内に入ってるということですか。

○建設施設管理課主幹（養田健君）

今説明した金額につきましては、令和5年度の予算の中で計上されてるところであります。リース代につきましては、道路橋梁維持総務管理事務の中で保険等が入っており、リースにつきましては、道路管理事業費の中で計上されているところであります。

○委員（前川原正人君）

もう一つお聞きしておきたいのが、福山町の土地改良区20号線、これは多分、郵便局の、裏側になると思うんですが、これは現在進行形だったと思います。あと20号線は、あとこれで、今回の予算で何mを予定されていらっしゃるんですか。

○土木課道路整備第2グループ長（叶 和美君）

令和5年度は、延長で60mを予定しております。

○委員（前川原正人君）

今回のこの予算で大体ほぼ、完了という理解でいいんですか。まだ継続的にされるということな



んですか。

○土木課道路整備第2グループ長（叶 和美君）

令和5年度の予算を入れまして、約全体の3分の2程度が完了する予定となっております。残りにつきましては今後引き続き、進めていく計画となっております。

○委員（前川原正人君）

小学校に通じる道路になると思うんですが、全体の延長でいくと、大体200ぐらいになるんですか、どうなんですか。

○土木課長（西元 剛君）

全体延長が347mございます。

○委員（前川原正人君）

土地改良区線の20号線、ほか1路線の部分についてはいいんですけど、これは何筆入ってるんですか。全部の延長で。今課長おっしゃった347mの中に何筆ほどが関係する筆数になるんですか。

○土木課道路整備第2グループ長（叶 和美君）

郵便局のほうから牧之原小学校入り口までの全延長340mで、当用地の筆数としましては17筆程度となります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで建設政策課、建設施設課、土木課への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前10時21分」

「再開 午前10時34分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。土木課より発言の申出がありましたのでそれを許可します。

○土木課長（西元 剛君）

先ほど前川原委員の御質問の中で土地改良区20号線の関係で用地が何筆あるかという御質問がありました。全体での関係用地が22筆でございます。終わったところが5筆で残りが17筆ということでございます。訂正してお詫びいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、建築住宅課、建築指導課、都市計画課と区画整理課の審査を行います。執行部の説明を求めます。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

建築住宅課に関する令和5年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料13～14ページ、予算に関する説明書は218～219ページになります。（款）8土木費（項）6住宅費（目）1住宅管理費 住宅管理費5億9,989万円のうち主な事業として、「市営住宅浄化槽改善事業」は220万2,000円で、合併浄化槽などから下水道への接続を行った国分地区の上井団地、隼人地区の住吉団地の受益者負担金です。「市営住宅維持管理事業」は2億6,994万7,000円で、修繕料は80万円以上の修繕、委託料は指定管理者制度による管理業務委託や草刈業務委託などです。工事請負費は国分地区の清水団地の法面修繕工事の経費です。「市営住宅改善事業」は1億3,862万8,000円で、工事請負費は国分地区の大野原団地8号棟の個別改善工事、牧園地区のグリーンビレッジ牧園小谷住宅の緊急通報装置更新工事、東郷団地6号棟及び8号棟の外壁改修工事です。「老朽住宅除去事業」は3,499万円で、用途廃止団地などの中で退去済み住宅について、解体工事を行うための設計業務の委託料と工事請負費です。その他、老朽住宅からの移転補償費20戸分を計上しています。「住宅使用料収納事務」は364万9,000円で、主なものは会計年度任用職員の報酬、収納に係る通

信運搬費、明渡し訴訟に係る手数料などです。住宅使用料については、6億2,614万8,000円を見込んでいます。「住宅新築資金等貸付事業」は4万3,000円で、住宅新築資金等の償還回収に係る通信運搬費などです。特定財源の国県支出金4,497万4,000円は、社会資本整備総合交付金4,456万9,000円、住宅新築資金等貸付事業費40万5,000円です。その他財源は、市営住宅使用料、駐車場使用料などで5億5,491万6,000円を計上しています。次に、予算説明資料14ページ、予算に関する説明書は260～261ページになります。(款)11災害復旧費(項)2公共土木施設災害復旧費(目)2住宅施設災害復旧費「現年住宅施設災害復旧事業」は300万円で、災害により被災した市営住宅の原形復旧を行うための修繕料と委託料です。特定財源のその他財源300万円は、住宅火災共済給付金です。

○建築指導課長(下舞 和稔君)

建築指導課に関する令和5年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料15～16ページ、予算に関する説明書は200～203ページになります。(款)8土木費(項)1土木管理費(目)2建築指導費、建築指導費3億4,130万4,000円のうち、「建築確認審査・検査事務事業」の360万8,000円は、建築基準法の規定に基づき建築主事を置き、建築物に関する関係法令への適合について、審査・検査を行うための経費です。「建築物耐震改修促進事業」の3億3,164万9,000円は、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に基づき、現行の耐震基準が施行される前に建設された木造住宅及び耐震診断が義務付けられた大規模建築物の所有者が実施する耐震改修等の費用の一部を補助するための経費です。「民間建築物アスベスト等対策事業」の25万円は、民間建築物の吹付アスベスト等の有無を確認するための分析費用の一部を補助するための経費です。「空き家等対策事業」の579万7,000円は、「空き家等対策の推進に関する特別措置法」に基づき、空き家等対策協議会の開催経費や空き家の所有者特定調査などの委託及び空き家等解体撤去工事補助を行うための経費です。特定財源の国県支出金2億9,033万7,000円は、社会資本整備総合交付金299万円、地域防災拠点建築物整備緊急促進事業費2億4,491万7,000円、建築物耐震化促進事業費4,224万8,000円等です。その他財源は、建築確認申請等手数料等で342万6,000円を計上しています。

○都市計画課長(秋窪達郎君)

都市計画課に関する令和5年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料17ページ、予算に関する説明書は212～213ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)1都市計画総務費、都市計画総務費7,564万円のうち主な事業として、「都市計画区域及び用途地域の見直し検討事業」の933万9,000円は、立地適正化計画策定業務委託等に係る経費です。都市計画総務費の特定財源は、社会資本整備交付金等の国県支出金300万7,000円と、屋外広告物許可申請手数料等のその他財源473万円を計上しています。次に、予算説明資料17～18ページ、予算に関する説明書は214～215ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)3街路事業費 街路事業費9億2,543万8,000円のうち主な事業として、「都市再生整備計画事業」の7億9,364万1,000円は、国分中央地区における回遊性や安全性の高い市街地環境整備及び隼人駅周辺地区における駅東西のネットワークや快適な駅前空間の構築を図るための経費です。このうち、委託料は、犬追馬場線の埋蔵文化財発掘調査及び隼人駅東西自由通路の工事施工委託等に係る経費であり、工事請負費は、犬追馬場線道路整備及び隼人駅東口駅前広場整備に係る経費、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は、犬追馬場線に必要な経費を計上しています。「街路整備事業」の9,310万8,000円は、委託料が、国分地区の新川北線の実施設計及び隼人地区の日当山線の用地調査に係る経費であり、工事請負費は、新川北線及び日当山線の道路整備に係る経費として、公有財産購入費と補償補填及び賠償金は、日当山線に必要な経費として計上しています。特定財源の国県支出金3億8,153万4,000円は、社会資本整備総合交付金、道路交通安全施設等整備事業費補助金及び防衛施設周辺民生安定施設整備事業補助金です。地方債4億5,890万円は合併特例債及び都市計画事業債です。次に、予算説明資料18ページ、予算に関する説明書は214～215ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)4公園費、公園費2億1,000万5,000円のうち都市計画課分の事業として、「公園

整備事業」の1,621万円は、麓第一土地区画整理事業地内の公園整備に係る経費であり、委託料、工事請負費、補償補填及び賠償金は、(仮称)麓6号公園の整備に係る経費として計上しています。

○区画整理課長(岩元龍己君)

区画整理課に関する令和5年度一般会計予算について、ご説明いたします。予算説明資料19～20ページ、予算に関する説明書は212～215ページになります。(款)8土木費(項)5都市計画費(目)2土地区画整理費、土地区画整理費6億6,219万円のうち主なものとして、「住宅市街地総合整備事業」4,695万1,000円は、委託料で、建物再調査業務委託等に係る経費のほか、老朽建築物等の除却に必要な公有財産購入費と補償補填及び賠償金を計上しています。「麓第一土地区画整理事業」は7万1,000円で、清算金の交付・徴収の事務処理を行うための、役務費と補償補填及び賠償金を計上しています。「浜之市土地区画整理事業」は1億6,105万円で、委託料は、事業計画・実施計画変更業務委託外の経費で、工事請負費は、水路、道路及び整地工事の経費です。また、電柱・ガス管移転補償の経費として補償補填及び賠償金を計上しています。「隼人駅東土地区画整理事業」は3億9,142万5,000円で、委託料は、建物調査業務委託外の経費で、工事請負費は、道路及び整地工事の経費です。また、建物等移転補償外の経費として補償補填及び賠償金を計上しています。特定財源の、国県支出金1億375万5,000円は、社会資本整備総合交付金及び県補助金の公共団体土地区画整理事業費等です。また、地方債は、都市計画事業債6,360万円を、その他財源として保留地処分金等1,318万9,000円をそれぞれ計上しています。以上で説明を終わります。よろしくご審査いただきますようお願いいたします。

○委員長(鈴木てるみ君)

ただいま説明が終わりました。これから建築住宅課の審査に入ります。質疑はありませんか。

○副委員長(久木田大和君)

説明資料の14ページの1番上の老朽住宅除去事業の補償金及び賠償金ということで、342万円が計上されているんですけども、これは何件ぐらい見込んでいるのかということと、移転して空いたら除却等を計画されていくと思うんですけどその計画はどのようになっているのかについて、説明をいただければと思います。

○建築住宅課長(侍園賢二君)

移転補償費につきましては、20件を想定しております。20件は移転される方に対して、支払うお金20件分でありまして、今後の計画としましては、空いている住宅を壊して行って、そこを壊すための設計を行って工事を行うという計画でいます。

○副委員長(久木田大和君)

具体的にどのエリアから進めていくであったり、どういった住宅を計画しているというような見通しというのはありますでしょうか。

○建築住宅課長(侍園賢二君)

令和5年度に解体する予定の住宅としましては、国分地区の南京塚団地、牧園地区の三体住宅、単独の住宅です。同じく牧園地区の田原住宅、隼人地区の新川6住宅、福山地区の磯脇住宅を一応予算としては計上しておりますが、今後、退去される方がいました場合に、一緒にそこを壊したほうがいいよねというところがある場合がありますので、必ずしもこれを、今回壊すということではなくて、今の計画ではあります。解体する予定が決定した場合には、条例で団地名が載っていますので、それを削除しないとイケませんので、解体する住宅が決まったときには、条例で条例改正の議案を出す予定です。その時点で確定してくるということで計画しています。

○委員(前川原正人君)

今の部分で関連になるんですけど、あくまでも予算は見積りですから、今課長がおっしゃるように、その状況に応じた対応が求められていくと思うんですけど。大きな問題というのは、除去した後の活用。これが公共施設マネジメントの中でもうたわれてて、大体5年ローリング、大枠で言えば、平成27年から40年間、その間で5年ローリングで、検討を重ねていくというのが一つの方向

性が出来てるわけです。ただ、1番の問題は、30年を超えた老朽住宅については撤去するよというのが、大方針なわけですね。しかし、あとの利活用。これがどうなるのかということ、そして中山間地の場合は特に、団地の入居者も少ないし、やはり、社会情勢等の影響をもろに受けるのが中山間地なわけですよ。だから、壊したほうがいいけど、次の展開をどうするのかという、そういう議論というのは、どうなってるんですか。住宅課だけの所管だけで判断ができるものではないというのは、十分理解をした上でお聞きをしてるんですが、それについての議論というのはどうなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

住宅を壊しまして、団地自体の住宅が全てなくなった住宅につきましては、まず市で、利用する事業、ここを使いたいというのがあるかどうか。あと地域で、そこを使いたいかということで調査しまして、それでもない場合には、基本的には売却を考えています。売却をする場合には、隣地との境界などを確定しないといけませんので確定測量を行ったり、その土地の処分価格というのを、取得処分委員会で決定しますので、そういう調査をしまして、それが終わった段階で、一般競争入札ということで公告をしまして、市民だったり法人だったり、欲しいところがあれば、そこに売却するという方針です。

○委員（前川原正人君）

言いましたとおり、住宅課の所管だけで完結できる問題ではないと思うんです。例えば、例を挙げますと、牧之原中学校下にごさいます第2西牧之原住宅、ここも解体をされました。そのままま更地になって、財産管理課のほうに話を聞きますと、売りで大体8,000万円ぐらいで売りましょうという話が出てるみたいです。当時ですよ。今大分下がってますけど、だから例えば利活用という点で今課長がおっしゃるように、最終的な判断は、執行権者である市長が決めていくことになりますけれど、例えば譲住宅化するか、何かこう、次の一手を打たないと。もう荒れ放題で。この所管でこういうこと言うといかんですけれど、実態としてはそういう問題が今横たわっているのが現実です。ですから、ここはやはり、次の手を考えてから、ある一定程度、方向性は分かってますけれど、やはり検討が必要ではないのかな。これはもう、1市6町どこも共通した問題ではあるんですけれど、より深く議論が進んでいくべきなのかなというような気がいたしますので、今後の課題として、検討をしていただきたいということを求めておきたいと思います。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

今、話にありました、牧之原中学校の下の第2西牧之原住宅、解体しまして、今取得処分委員会で価格を決めまして、今、ただ、隣地の方が、うちの住宅の中に、排水パイプ等が入っているということで、そこを購入したいということがありますので、それは今、協議しているところです。あと、確定測量等を行いまして、来年度にはできれば公告にかけたいと考えています。ほかの住宅も含めまして、解体する段階で、こう使いたいなというところもあったり、もうほとんど売りに出したほうがいいねというところは、大体協議してるんですけれども、いつぐらいに出るかというのが少し分からないことには、検討がなかなかできなくて、そういう部分で、退去を待って、検討しているところではありますが今後、重要な、何かに使いたいということがあれば、退去する前にその辺は検討していきたいと考えています。

○委員（野村和人君）

13ページの市営住宅改善事業について、緊急通報装置更新工事ということで、グリーンビレッジ牧園のほうで、令和4年で設計業務をされて令和5年で整備をされる、更新をされるようですが、防災無線とかそういう意味合いじゃなくて何か特殊な、緊急通報なのかなと想像するんですが、どのようなものなのか御説明ください。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

グリーンビレッジ牧園小谷住宅の緊急通報装置につきましては、グリーンビレッジ牧園小谷の40戸のうち14戸が高齢者のための住宅になっております。入居されている高齢者の方々の、安否の確

認とか、具合が悪くなったときに、通報をするような装置をつけております。これが、26年に製造元のほうから、今後、更新のための部品の製造というものを終了しますという通知がきたことから、今回、設計を行って、新たな、緊急通報の装置を設置したいということで、予算を計上しております。

○委員（野村和人君）

予算規模について令和4年の設計で幾ら、今年度幾らかけるか教えていただけますか。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

令和5年度2,320万円を予定しております。設計につきまして今手元に資料がございませんので、後もって、また回答させていただきます。

○委員（池田綱雄君）

同じところで、大野原団地の工事請負費、個別改善工事というのがあるんですが、これは内容はどんなもんなんですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

個別改善工事は、まず、今、給水方式としまして一度受水槽ポンプ室に受けて、高架水槽に上げて高架水槽から各住戸に送ってるんですけども、その高架水槽と受水槽をやめて、直結型の圧水ポンプ、直圧ポンプをつけまして、そこから直圧で水が行くようにします。それと同時に、現在、水しか出ない状況ですので、給湯器をベランダ側につけて、台所、お風呂、洗面場にお湯が出るようにします。台所の流しを変えたり、洗面台をキャビネット型の化粧台に変えたり、お風呂もユニットバスのようなものに変えたりという工事を行うことです。

○委員（池田綱雄君）

これは、8号棟24戸と書いてあるんですが、今後、全部改善されるわけですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

現在、大野原団地につきましては、1号棟から7号棟までが今年終わります、11号棟も今年で終わります。令和5年度は8号棟を行いまして、順次、大野原団地を終わらせていく予定でいます。

○建築住宅課主幹（鶴ヶ野浩二君）

先ほど御指摘のありましたグリーンビレッジ牧園小谷の委託料につきまして、令和4年度に実施いたしまして請負額330万となっております。

○委員（野村和人君）

上の維持管理の指定管理のところに、昨年がグリーンビレッジの設計委託が入っていたようですが、その中で1億8,265万が昨年で、今年2億委託料の指定管理が上がってきているというふうに解釈するのですが、ですから実質上の市営住宅の指定管理、設計は特殊だったとして、一般的な今までの指定管理料がある程度増額できたのかなというふうに思うのですが、そういう理解でよろしかったですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理料と委託料と一応分けて、あわせて委託料ということで毎年計上してしまっていて、昨年度も今年も指定管理料とか草刈り管理業務委託とか設計業務委託とかそういうのを含めて、委託料ということで計上しています。今年度、同じような形で計上しまして、指定管理料として内容そのものは変わってないんですけども、修繕料を今まで50万以上は市のほうでやっていたんですけども、50万円以上の修繕はですね。それ以外の令和5年度から5年間は80万円以上に上げて、80万円以上は市でしますよと。それ以下は指定管理者のほうでしてくださいということにして、その分が少し増額になっているというような考えです。ただ、指定管理料の基準額を出すためには、過去3年間実施した指定管理者の実施状況を踏まえて、増額だったり減額だったりしてあるところなんです。

○委員（野村和人君）

昨年も老朽住宅等で除去したり、戸数は減っていつているのかなというふうにも想像するのです



が、その上で今の80万の話の部分で増額になった程度というように、表現が難しいのですけれども、大幅な増額は出来ていないというふうに考えてよろしいですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

本年度までの指定管理者の委託料としましては、総額で約1億7,400万。今年度は、年間で1億9,783万円ということで、この分が増額になっているという考えになります。

○委員（前島広紀君）

今の関連なのですけれども、まずお伺いしたいのは、市営住宅等を指定管理に出せるわけなのですが、主な作業というのはどういうことですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

指定管理の主な業務としましては、今住んでいる住宅の維持管理というのが主になります。工事とかそういうのは別で、入居されているところの水道が壊れたとか、お風呂が壊れたそういうところの修繕料だったり、次に入居されるときに前の方が退去してから、住宅が傷んでいたりしますので、そういう修繕をしたりとか、ハウスクリーニングをしたりということ。あと、団地の中高木の剪定、そういうものが業務の中に含まれています。

○委員（前島広紀君）

そうしますと、市営住宅の入居希望者が申し込むのは市役所の二階なのですかね。ここにある報酬が238万6,000円、それと職員手当が47万8,000円ですか。これは何の予算ですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市営住宅に入りたいという方につきましては、国分・隼人につきましては、本庁の二階の建築住宅課で、そのほかのところにつきましては、各総合支所で受け付けをしております。指定管理者の維持管理事業の238万6,000円の報酬とかこういうのは、建築住宅課と溝辺のほうに会計年度任用職員がいまして、その職員の勤務手当というか報酬、職員手当ということになります。

○委員（前島広紀君）

そうしますと、次の14ページの上から2段目なののですけれども、住宅使用料徴収事務、先ほどの指定管理等も絡んでお尋ねしたいのですけれども、家賃は市が管理するわけですかね。そして、滞納整理の推進とあるのですけれども、そういうことはもう市がするという事なのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市営住宅の使用料家賃の徴収につきましては、指定管理者の業務には入っておりません。この住宅使用料収納事務の中で市の職員がやっているということになります。

○委員（木野田誠君）

住宅維持管理事業でお伺いしますが、先般のあれは産業建設のほうでしたかね、特にこの市営住宅の草刈り等の件につきまして、もうちょっと予算を増やしたほうがいいのかとかいうような意見も現地を見てたくさんあったわけなのですけれども、令和4年度の補正、あるいは産業建設の意見を踏まえて、令和5年度の予算に何か反映されたところがあればお示してください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先日の補正予算につきましては、修繕料の不足分について補正をさせていただきました。草刈り等につきましては、やはりうちの住宅で、自治会でやっていただくものは自治会でやっていただくということで考えています。先日、お話の中でこちらから差し上げたのは、そういう草刈りをする面積を減らしたいということにつきまして、樹木を切って、そこに草が生えないようにするとかいうことにつきましては、今回の指定管理者の料金の中には含まれておりません。我々が、今後、持っている委託料の中とか、修繕料も持っていますので、その中でどうやっていくかということと、来年度以降にどうやって反映させていくかということになってくると思います。

○委員（木野田誠君）

あわせてですね、指定管理者と執行部との話し合いはされたのですか。されたのであれば、その内容がどういうふうになったのかお知らせください。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

草刈りについてでよろしいですね。草刈りについては、一応話はしまして、自治会と調整して、今年度できるところ、来年度しなければならぬところをやってほしいという話はしました。指定管理者とは、月に1回、10日前後に管理報告が出てきますので、その報告書に基づいて、こちらから質問をしたり、向こうから相談があったり、または、随時に向こうから相談があったり、こちらから指導したりということをしております。

○委員（前川原正人君）

関連になるのですが、市営住宅の指定管理は、1社が、大体、協定書に基づいて契約をし、今までの経緯でいくと大体年間1億5,000万円程度ぐらいで契約をして、5年間で支払っていくということになるのですが、この市営住宅跡地の草払い等の除去はまた別の契約になるという認識でよろしいのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

市営住宅の入居者がいる住宅につきましては、自治会でやったり、高木は指定管理者がしたりします。全て更地になっている分につきましては、市のほうで発注してやっていただいたり、環境のほうでしていただいたり。ひとつ、先ほど話がありました指定管理者の委託料は、令和4年度までは1億7,400万ぐらいで、これは年間でのお金ですので、これを分けてということではないということをお理解ください。

○委員（前川原正人君）

一つはですね、先ほど出ました修繕料がこれまで50万円までは指定管理業者でお願いしますよ。しかし、80万円に上げた大きな理由は何だったのですか。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

令和2年から令和4年度までの指定管理の業務につきましては、それ以前の29、30、31年その辺の市が直轄で管理していた時代の金額をもとに発注しています。そういう中で3年間やってきたのですけれども、やはり古くなってきたりしています。それと、今回の物価上昇とかそういうのがありまして、50万を超えるのが非常に多くなってきてまして、そうすると我々の業務というのも非常に多くなってくるものですから、そういう意味で今回80万円に上げて、その分は指定管理者でやってもらう。もちろんその分のお金は今回の基準価格に反映しているというところになります。

○委員（前川原正人君）

分かりました。それと、私が何言いたいかという、ほかのところの指定管理の例えば公園なんかの場合は、大体10万円が一つの限界なのですよね。確かに住宅の場合ですと、生活に一番密着しているところの管理をされるわけですが、例えば、指定管理料を5年間で見ていって、年間で押しなべて、そして、その分がその年ごとに支払われていくわけですが、例えば余った場合、指定管理料が余った場合はどのような扱いになるのですか。

○建築住宅課主幹（和田清仁君）

指定管理料の中で予算の中が余った場合、修繕料の中で10万以上余れば、市に返還しなさいという契約をしています。金額的に10万というのが大きいのですけれども、修繕をする料金としては、そのぐらいないとちょっと調整がつかないような、1件5,60万とか出たりしますので、あと、令和5年度からですけれども、清掃費のほうも余る場合には返しなさいという契約にしています。できるだけ、団地内の清掃、美化活動に努めていただきたいということで、そういう契約です。

○委員（前川原正人君）

そうしますと、今まではもう返さなくてもよかったということなのですか、余った場合。

○建築住宅課主幹（和田清仁君）

余った場合は返還となっているのですけれども、毎年、年間で1万円を切る残額で調整してもらって、返還は今のところ3年間の中で出てきてないところです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

修繕料につきましては、今まで話がありましたように返してくださいと。委託料についてはその項目がなかったということでもあります。今回からは、清掃費も修繕料も余った場合には返していただく。ただ、皆さんからも御指摘があるように、修繕もたくさんしないといけないところがありますし、清掃費もたくさん使わないといけないところがありますので、うちで予算を組んでいる部分につきましては、できるだけ使っていただくというか、やらなければいけないところがたくさんありますので、やっていただくという考えです。

○建築住宅課長（侍園賢二君）

先ほど池田委員のほうから、団地はどこをやっているかということで大野原団地がありましたけれども、1から7と、先ほど11号棟と言いましたけれども、12号棟が終わっています。1から7と12号が終わっているという状況です。

○委員長（鈴木てるみ君）

続きまして、建築指導課の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（川窪幸治君）

説明資料の16ページ、民間建築物アスベストの事業についてなんですけど、昨年度の予算を見て25万、今回も25万と出てるんですけど、実績が分かればお示してください。

○建築指導課長（下舞和稔君）

これまでの実績は過去に、平成24年度、平成29年度、2件となっております。その後は、実際、出てきておりません。これについては大規模などちらかというと建て物の吹きつけアスベストということになってるので、なかなかその物件が出てこない状況です。

○委員（前川原正人君）

同じく16ページの、建築物耐震改修促進事業、大体ホテル関係が多かったと記憶してるんですけど、そのような理解でよろしいんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

この耐震改修補助、ここで、3億2,941万4,000円というのが、一番下のほうあります。これについては大規模なホテルということになっております。

○委員（前川原正人君）

もう1点は木造住宅の耐震費補助、それから耐震改修工事補助200万円と、これは大体何件を見込んだ予算となっておりますか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

診断補助については3件、改修については2件を考えております。

○委員（前川原正人君）

啓発チラシ。例えば40年以上50年以上、いろいろ経過をすれば、当然経年劣化をしていくわけですから、全市的にこのチラシは、お知らせをしているという、そういう理解でよろしいんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

これにつきましては、職員が配りますので、計画的に毎年配ってるというところですよ。

○委員（前川原正人君）

ホテルの関係ですが、3億2,941万4,000円。これは申込みがあるという見込みだろうと思いますが、これがホテルは、大体牧園地区だというふうに思うんですけど、何件ということで見込んでいらっしゃるんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

この予算につきましては、1件です。

○委員（川窪幸治君）

同じく16ページの一番下の空き家等対策事業についてなんですけども、この事業は令和4年度が、488万3,000円ということで5年度が579万7,000円ということに、100万ほど、上がっているんですけど

ども、これはどのようなことで上がっているのか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

これにつきましては、一番下の解体撤去補助金、昨年度はここが420万円。本年度は、数を増やしまして、510万。この部分で上がってるということです。

○委員（川窪幸治君）

この事業自体は、住民の皆さんからの、要は申込みというようにいいんですかね。

○建築指導課長（下舞和稔君）

住民の方々からの申込みです。

○委員（川窪幸治君）

ここで少し上がってるんですけど昨年度の488万円の4年度の実績と、今年度の見込みが分かればお示してください。

○建築指導課長（下舞和稔君）

本年度、令和4年度につきましては、16件で406万8,000円補助金として支出しております。この補助につきましては毎年、申込みが多くて、それで来年度も数を上げていただいたところなんですけど、予算を。なので来年度も全て申込みがあると。今のところ17件考えてますけど、申込みはそれ以上になるのかなと考えております。

○委員（川窪幸治君）

空き家対策は非常に近隣で増えてきていますので、本当に年次的に計画を立てられているようですけどももう少し、増やすような方向で、要望になりますけどしておきます。

○建築指導課長（下舞和稔君）

来年度までは先ほどの耐震事業のほうの3億2,941万4,000円と、ここに相当なお金をつぎ込まれておりまして、この事業が終了しましたらその分の予算をこちらのほうにというふうに財政のほうとは協議をしたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

令和4年度が16件っていうのは、手をかけた補助金がそんで、申込みとは別の話ですよ。結局診断をしますんで、建築住宅課の人たちが危険家屋なのかどうなのかということ診断してこの16件なのか、どういうことなんですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

現地の確認は、前からもですけど、建築指導課でやっております。それで、この補助金を使う前に相談があって、その段階で、うちのほうの職員が現場を見させていただいて、これは危険空き家なので、ただ単に空き家というのに補助にならないということで、そこで審査しまして、これは補助の対象になるということで、その後に申込みをしていただいている。そして本年度も予算がありまして、当初は14件、予算上はつけてましたけども、2件、まだ予算に余裕があったので、実際16件まで行っております。これが終わった後、もう予算がありませんので、その後はまた現場を見てくれということで、その後また現場を見に行つて、補助の対象になるという受住宅につきましては、来年度、令和5年度に申込みをしてくださいということをお願いしております。

○委員（前川原正人君）

現実に、補助対象の件数が16件でしたよということは理解するんです。ただ、申込みとか相談件数が、どんだけあって、そのうちの16件ということで、そのベースが幾らだったのかということをお聞きしたい。

○建築指導課長（下舞和稔君）

本年度、相談があったのが100件ありまして、その中で、該当するというのが44件ありました。その中から16件です。

○委員（前島広紀君）

16ページの耐震改修補助が、これ一つのホテルに、3億2,941万4,000円という、補助をするとい

うことなんですけれども、一つの事業所にこれだけ補償するというのは、どうかなと思うところがあるんですが、これは改修工事の何割ぐらいを補助したことになるわけですか。

○建築指導課長（下舞和稔君）

工事費の44.8%が補助。残りが本人の負担。国が33.3%、県が5.75%、市も同じく5.75%の補助ということです。

○委員（前島広紀君）

先ほど言われた44.8%というのは、トータルベースということですね。

○委員長（鈴木てるみ君）

では続きまして都市計画課に移ります。質疑ありませんか。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の17ページになります。この中で犬追馬場線の埋蔵文化財発掘調査ということで、予算が計上されているんですが、これはどういう内容の文化財だったのかお示しいただけますか。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

犬追馬場線の埋蔵文化財の発掘調査につきましては、道路整備区域が、延長が約180メートルで幅員が12メートルあります。その全範囲について本調査を実施するものです。道路掘削しまして遺跡の全体を把握して、そして時代と遺構の特徴を記録しまして、遺物を保管する記録保存を実施するものです。

○委員（前川原正人君）

まだ、これからだから何が出ますかというのは変な話ですよ。すいません。多分、すごいのが出てくるとは思いますけど。期間はもう1年限りということで想定をしていらっしゃるのか。掘ってみないと分からないというのはあるんですけど。一応予算上は年間これだけの文化財の発掘調査ということで理解をしてよろしいですね。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

今後、全体の調査をするもので、範囲も広く、予備調査でもいろいろと、縄文時代初期のものが出てきたりしますので、年度内で終える計画で詰めていきたいと計画しております。

○委員（前川原正人君）

もう一つは公有財産購入費で1,540万円が予算計上されてるんですけど、これは路線の筆数になれば何筆ぐらいが該当になっていくんですか。これはもう1か所だけなんですか。どのような形態の公有財産購入費となるのかお示しいただけますか。

○都市計画課主幹（深迫康幸君）

犬追馬場線の公有財産購入費につきましては残りの一筆分になります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。では、都市計画課は終わります。続きまして区画整理課の質疑に入ります。質疑ありませんか。

○委員（前川原正人君）

予算説明資料の20ページになりますが、浜之市地区土地区画整理事業ですが、18.7ヘクタールということで、本年度予算で大体その面整備率がどれぐらいまで進捗しますか。実際の進捗率がどの程度なのかお示しいただけますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

まず、事業費ベースで進捗率を申しますと93.3%になります。それと、面積ベースでございますがこれも同じく93.3%という進捗になります。

○委員（前川原正人君）

今の御答弁は、この予算が全部消化されたときではないんですよね。令和4年度末での進捗率になるとは思うんですけど。5年度で全部消化したときにどのような進捗率になりますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）



私が申し上げました率につきましては令和4年度の決算見込みベースでございます。令和5年度  
の予算を含めると95.3%の進捗になります。

○委員（前川原正人君）

1点はですね、隼人駅の駅東の土地区画整理ですが、これも先日現場を見させていただいてその  
ときが大体、説明でもありましたとおり、平成22年から開始してきたという経緯があるわけですが、  
先ほどの浜之市と同じくですね面整備率と事業費ベースで見た場合の進捗率っていうのが現在どれ  
だけで、そしてこの予算が執行済みになった場合にどれぐらいの進捗率になるのかお示しだけ  
ますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

まず令和4年度の決算見込みベースでいきますと、進捗率が52.7%となります。これにつきまし  
ては、事業計画書を国の承認で、3月3日の日付の承認で、事業計画書の変更をやっております。  
一応その数字を使ったものが今の進捗率になります。5年度の予算を含めると60.1%の進捗にな  
ります。

○委員（前川原正人君）

区画整理をすると、ある意味価値が上がるんですよ。減歩率がありますから、その分は土地を  
減歩で提供をして、その分が今度はよくなりますので評価額が上がっていくと思うんですが、最終  
的には3年に1度の評価額をやりますので、将来のことは語れないと思うんですけど、大体評価  
額はどの程度上昇するものなんですか。区画整理をする前と後で比較したときにどのような推移と  
いうことで見込んでいらっしゃいますか。

○区画整理課長（岩元龍己君）

当初と今後の恐らく増進ということになると思うんですが、これ各事業いろいろな増進が違いま  
して、この駅東の計画上の増進でございますが。後ほどお願いします。

○委員長（鈴木てるみ君）

土木課から発言の申出がありましたので。

○土木課長（西元 剛君）

先ほど木野田委員の御質問の中で起債事業の最低金額の御質問がありました。確認いたしました  
けれども最低金額が幾らということはないということでした。ただし、要綱の中で、運用の中で事  
業が4m以上で単年度事業が100m以上というのがございますので、それに見合う金額での事業とい  
う形になるかと思えます。

○区画整理課長（岩元龍己君）

先ほど増進という言葉を使いましたが、これは国へ出す実施計画書の中にこの数字が出ておりま  
す。まず隼人駅東につきましては、増進率を1.5倍。1.5倍になるということですね。それと浜之市  
につきましては1.29という増進を見込んでおります。

○委員（前川原正人君）

確認したいのは増進、いわゆるその価値が上がると、やる前と、やった後の今おっしゃった増進  
という言葉が使われましたが、言ってみれば価値が上がる率というふうに理解をするわけですが、  
これは計画の段階と現実、評価額を3年に1回見直していきますので、当然その部分は勘案  
されていなくて、実質の増進率という点ではだいぶ齟齬が生じていくという理解でよろしいです  
か。

○区画整理課長（岩元龍己君）

この数字というのが、恐らく今のこの実施計画、これを策定をする段階でですね、まず整理前の  
土地、これはまだ道路、面、全て整備をされていない状況で評価をする。それと、今度は区画整理  
後、これは全ての面整備、道路整備を終えたあとですね。これが将来を見込んでというよりは、今  
その計画書を策定する段階で状況が変わるということをお勘案した数字ということですよ。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。ないようですのでこれで建設部への質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午前11時44分」

「再開 午前11時45分」

#### △ 議案第27号 令和5年度霧島市水道事業会計予算について

##### ○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第27号、令和5年度霧島市水道事業会計予算についての審査を行います。執行部の説明を求めます。

##### ○上下水道部長（浮邊文弘君）

議案第27号、令和5年度霧島市水道事業会計予算についてご説明申し上げます。令和5年度は、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、独立採算制の原則を堅持しながら、管路の新設や老朽管の布設替え、配水池等の施設整備などを計画的に実施し、安全で良質な水を安定的に供給するために予算編成しました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから3ページに記載しています。まず1ページの第2条「業務の予定量」からご説明します。令和5年度の業務の予定量は、給水戸数が増加傾向にあることから、対前年度300戸増の6万1,700戸、年間総給水量は1,680万<sup>3</sup>を見込んでいます。また、建設改良工事の概要につきましては、配水管の新設工事が市道宮の杜線外7件、配水管布設替工事が市道岩戸～新町線 外12件、配水池など水道施設の設備工事が(仮称)宇都良配水池杭基礎工事 外7件を、簡易水道事業では、配水管布設替工事で市道坂下～水堀線 外9件、設備工事が川路原水源地ポンプ場整備工事 外10件を予定しています。次に、第3条の「収益的収入及び支出」につきましては、収入の営業収益及び営業外収益等の収入合計額が、対前年度1,672万3,000円減の24億7,288万9,000円を、2ページの支出の営業費用及び営業外費用等の支出合計額は、5,912万6,000円減の19億9,046万9,000円を計上しています。第4条の「資本的収入及び支出」につきましては、収入が、企業債5億円、消火栓設置に係る工事負担金300万円の合計5億300万円を、支出は、配水管布設工事などの建設改良費及び企業債償還に係る費用として、対前年度1億178万5,000円増の20億7,365万4,000円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額15億7,065万4,000円は、当年度分損益勘定留保資金、建設改良積立金取崩し等で補填することとしています。第5条は、現在委託している水道事業窓口業務等包括業務が令和5年度で契約期間が終了することから、契約を更新するため債務負担行為に関する事項を、第6条は、建設改良費に充てるための企業債に関する事項を、第7条は「一時借入金の限度額」を、第8条は「各項の経費の金額の流用」を、第9条は「議会の議決を必要とする流用の経費」を、第10条は「他会計からの補助金」を、第11条は「たな卸資産の購入限度額」をそれぞれ定めています。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

##### ○上下水道総務課長（久木元直仁君）

議案第27号、令和5年度霧島市水道事業会計予算について、ご説明します。説明資料は、「水道事業会計予算書」と別冊の「公営企業会計予算説明資料」になります。予算書の1～3ページは水道事業会計予算書です。ここにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。4～6ページは予算実施計画です。21ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載しておりますので、そちらで説明いたします。7ページは令和5年度の「予定キャッシュ・フロー計算書」です。この計算書は貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営活動でどのように動くのかを示すものです。まず、業務活動によるものが12億1,800万3,000円の増、投資活動によるものが17億931万7,000円の減、財務活動によるものが3億6,143万8,000円の増で、資金増加額は1億2,987万6,000

円の減となり、資金期首残高 34 億 220 万 2,000 円からこの額を減じた資金期末残高は 32 億 7,232 万 6,000 円になります。これは、12 ページの令和 5 年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。続きまして 8～10 ページは給与費明細書 になります。次に 11 ページは、台明寺配水区基幹管路布設工事に係る継続費に関する調書及び水道事業窓口業務等包括的業務委託の債務負担行為に関する調書となります。続きまして、12～13 ページは令和 5 年度の予定貸借対照表です。これは、令和 5 年度末における財政状態を表すものです。左側の「資産」は、企業の経営の活動手段である運用形態を、右側の「負債・資本」は、左側の資産がどのようにして得られたかを示すものです。左側の「資産の部」から説明いたします。固定資産の合計が 210 億 6,363 万 9,903 円、流動資産の合計が 33 億 8,767 万 2,989 円で、資産合計は 244 億 5,131 万 2,892 円です。負債の部は固定負債の合計が 11 億 7,199 万 3,126 円で、流動負債の合計が 1 億 6,971 万 6,691 円、繰延収益の合計が長期前受金の 16 億 2,135 万 7,171 円で、負債合計は 29 億 6,306 万 6,988 円になります。固定負債及び流動負債の両方に、企業債が記載されていますが、貸借対照表日の翌日から起算して、1 年以内に返済期限が到来するものを流動負債に、1 年を超えて返済期限が到来するものを固定負債に区分しています。資本の部は資本金合計が 178 億 8,310 万 2,305 円、剰余金の合計が 36 億 514 万 3,599 円で、資本金と剰余金を合わせた資本合計が 214 億 8,824 万 5,904 円となります。負債と資本の合計額は、244 億 5,131 万 2,892 円で資産合計の額と一致します。次に、14～15 ページは令和 5 年度の重要な会計方針に係る事項等に関する注記表です。次に、16 ページは令和 4 年度の予定損益計算書です。これは令和 4 年度収益的収支予算の 1 年間の経営成績を税抜きで示したものです。営業収益から営業費用を差し引いた、営業利益は 3 億 3,044 万 7,000 円、これに営業外収益及び営業外費用を加減した経常利益は 4 億 8,445 万 5,000 円で、この額を令和 4 年度の純利益として見込んでいます。続きまして、17～18 ページは令和 4 年度の予定貸借対照表となります。これは、令和 4 年度末における財政状態を表すものです。まず、左側の資産の部では、固定資産の合計が 202 億 430 万 2,237 円、流動資産の合計が 35 億 8,757 万 3,045 円で、資産の合計は 237 億 9,187 万 5,282 円です。負債の部は、固定負債の合計が 8 億 2,010 万 1,817 円で、流動負債の合計が 1 億 5,643 万 3,707 円、繰延収益の合計が 17 億 540 万 3,413 円で、負債合計 26 億 8,193 万 8,937 円です。資本の部は、資本金合計が 170 億 472 万 9,669 円、剰余金合計が 41 億 520 万 6,676 円で、資本の合計は 211 億 993 万 6,345 円となり、負債資本の合計額は 237 億 9,187 万 5,282 円で、資産合計と一致します。19～20 ページは 令和 4 年度の注記表です。続きまして 21 ページ以降の予算の参考資料について説明いたします。公営企業会計予算は、3 条予算と呼ばれる収益的収支と 4 条予算と呼ばれる資本的収支の 2 本立の予算となっています。21～34 ページは収益的収入及び支出でございます。21 ページの収入から説明いたします。なお、金額は消費税込の金額となっています。水道事業収益は、20 億 3,407 万 4,000 円を計上しています。このうち営業収益は 19 億 6,033 万 1,000 円で、給水収益である水道料金を 18 億 7,366 万 7,000 円、加入金を 3,330 万 8,000 円、設計審査・工事検査等の手数料、下水道使用料徴収委託等のその他営業収益を 5,335 万 6,000 円計上しています。営業外収益は 7,374 万 2,000 円で、うち受取利息及び配当金の預金利息と有価証券利息を 207 万 5,000 円、他会計補助金に児童手当の 322 万 8,000 円、他会計負担金に上下水道部長及び職員 2 名分の人件費にかかる下水道事業負担分 2,440 万 6,000 円、長期前受金戻入として 4,351 万 2,000 円を計上しています。なお、長期前受金戻入は、補助金等をもって取得した資産の減価償却に伴い、負債である長期前受金が収益化されるものであり、現金を伴わない収入となります。次に、簡易水道事業です。23～24 ページをお開きください。簡易水道事業収益は、4 億 3,881 万 5,000 円を計上しております。うち、営業収益は 3 億 3,887 万円で、給水収益の水道料金を 3 億 3,705 万円、加入金 87 万 8,000 円、設計審査・工事検査等の手数料等のその他営業収益を 94 万 2,000 円計上しています。営業外収益は、9,994 万 4,000 円で、他会計補助金として 簡易水道事業の企業債利息償還額の 2 分の 1 の額 621 万 5,000 円を、長期前受金戻入として 4,353 万 1,000 円、資本費繰入収益として、簡易水道事業の企業債元金償還額の 2 分の 1 の額 5,019 万 4,000 円を計上しています。収益的収入の合計額は 24 億 7,288

万9,000円で、前年度より1,672万3,000円の減になります。続きまして、収益的支出です。25～30ページは水道事業費用であります。別冊の「公営企業会計予算説明資料」は1～2ページとなっております。併せてご覧ください。水道事業費用は14億2,589万2,000円を計上しております。このうち、営業費用は13億7,904万7,000円で、原水及び浄水費に1億5,837万2,000円を計上しています。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料2,420万8,000円、水源地施設や機器等の修繕費1,041万5,000円、水源地電気料の動力費1億1,705万8,000円です。配水及び給水費は、3億4,659万8,000円を計上し、そのうち、人件費は職員16人・会計年度任用職員11人分の計1億6,782万3,000円を計上しています。また、漏水当番待機業務、量水器交換業務等の委託料に6,788万9,000円、漏水修繕や水道施設等の修繕費として6,288万円、動力費として配水施設の電気代を2,191万円計上しています。27～28ページの総係費は、2億8,591万1,000円で、人件費に職員11人分1億1,131万5,000円を計上しています。納付書等の郵送料等として通信運搬費を1,375万3,000円、窓口業務等包括的委託や水道料金システム保守委託等の委託料を1億2,040万8,000円、口座振替やコンビニ収納等の手数料等として2,029万4,000円を計上しています。また、減価償却費に5億3,794万1,000円、資産減耗費に固定資産除却費等5,000万1,000円を計上しています。29～30ページの営業外費用は、4,564万5,000円で、支払利息及び企業債取扱諸費に706万9,000円、消費税及び地方消費税に3,618万4,000円を計上しています。特別損失は、過年度損益修正損等として20万円を計上いたしました。続きまして31～32ページになります。「公営企業会計予算説明資料」は3ページです。簡易水道事業費用として、5億6,457万7,000円を計上しております。このうち、営業費用は5億5,106万5,000円で、原水及び浄水費に1億3,394万1,000円を計上しています。主なものは、水質検査業務や電気設備保守管理業務等の委託料として2,621万円、水源地施設機器等の修繕費1,218万8,000円、電気料である動力費が9,278万3,000円です。配水及び給水費は、9,692万円で、施設監視や量水器交換業務、漏水当番待機業務等の委託料が2,618万5,000円、漏水修繕や水道施設等の修繕費に3,643万1,000円、配水施設の電気料である動力費に1,472万8,000円計上しています。総係費は477万3,000円で、公用車の燃料費172万8,000円、水道賠償責任保険等の保険料146万5,000円を計上しています。また、33ページの減価償却費は2億8,523万1,000千円、資産減耗費に固定資産除却費3,000万円を計上しています。次に、営業外費用は支払利息及び企業債取扱諸費として企業債利息の1,243万2,000円、特別損失は、過年度損益修正損等として8万円を計上しています。収益的支出の合計額は、19億9,046万9,000円になります。続きまして35～36ページをお開きください。資本的収入及び支出になります。水道事業資本的収入は企業債として5億円、消火栓設置負担金として工事負担金300万円の合計5億300万円をを計上しています。次は、支出になります。「公営企業会計予算説明資料」は4ページです。水道事業資本的支出は15億4,784万8,000円で、建設改良費の配水設備工事費に14億8,098万1,000円を計上しています。内訳は、配水管や設備の設計等の委託料8,570万円、導・送・配水管の新設・更新、配水池杭基礎工事等の工事請負費13億8,071万円、職員1人分の人件費987万1,000円等になります。メーター費は641万3,000円、固定資産購入費は、土地購入費としてシールド工事発進基地設置に伴う用地購入費に1,700万円、車両及び運搬具購入費は、車両購入費用として200万円、工具器具及び備品購入費は、路面転圧プレートほか購入費用として328万2,000円を計上しています。企業債償還金は、元金償還金の3,817万2,000円を計上しています。次に、37～38ページをお開きください。簡易水道事業資本的支出になります。「公営企業会計予算説明資料」は5ページです。簡易水道事業資本的支出は5億2,580万6,000円で、うち建設改良費の配水設備工事費として4億2,518万5,000円を計上しており、主なものは配水管布設設計等の委託料が3,178万円、配水管の新設及び更新、水道施設や設備の工事のための工事請負費が3億9,290万5,000円となっています。また、企業債償還金は、元金償還金1億39万円を計上しており、資本的支出の合計額は、20億7,365万4,000円になります。以上で水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 0時14分」

「再開 午後 1時11分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これから質疑に入ります。質疑はありませんか。

○副委員（久木田大和君）

このメーター費が計上されている分なんですけれども、検定満了による取替えとかっていうことで、使用期限というか、何年ぐらい使えるものなのか教えていただけますでしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

計量法で定められているものがありまして、8年で交換ということになります。

○副委員（久木田大和君）

ということは設置されてるものに関しては基本的には8年ごとに更新をするというような形でしょうか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今言われたとおりでございます。

○委員（川窪幸治君）

口述書の中に年々給水戸数が増加しているというふうに書いてあって、前年度と比べると300ほど今度増えると。増えて6万1,700戸ということを書いてあるんですけども。ただ、この下のほうにですね、5行ぐらいですかね。ここの収益の営業収支及び営業外収益等の合計が、これが前年度より1,672万3,000円の減ということに書いてあるんですけども、給水戸数が増えて減になるというそこが理解できないんですけどもその辺の説明をお願いします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

この戸数につきましては、住民基本台帳上でもそうですが、2月1日現在で昨年の2月1日から比較すると579世帯増えている状況です。ただし、人口は減っております。1人当たり使用する量が大体7トンから8トン、月にです。人口は減ってる関係で、そこは減額されていくという状況であります。また、節水等もされたりする場合もございますので、そういう機械等を設置される方もいらっしゃると思いますので給水量自体も減っていくという状況であります。

○委員（藤田直仁君）

世帯は増えてるけど人口が減ってるからっていう意味合いですけど、これって給水量が増えてるっちゃうことですね。世帯とか人口には関係なく、給水量は増えてるけど何で減額してるんですかという疑問なんですけど。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

先ほど課長が給水収益についてお答えしましたが、給水収益、私たちとしてはもう、大分前から給水収益は減少をするという予測を立ててました。しかしここを数年、ずっと横ばいで若干上昇しているような、微増ですね。下がっていない状況にあります。予算で、今回、給水収益2,170万円の減としてますが、令和4年度予算で相当収入が上がるんじゃないかという見込みを立ててました。実際、令和4年度、令和3年度と比較して微増の予測です。決算見込みです。それでこの決算見込みと今後の増加等を見込んで大体、微増で令和4年度の決算見込額とほぼ一緒になるんじゃないかということで、予算上は令和4年度で収益を多く見込んでましたが実際はそこまで増えなかったということで、令和4年度の実績等を勘案して減額というふうにしております。人口が減ったからとっての増減、それもあることがあります。機器等もありますし、それから戸数については水道事業ですから、事業所等も含まれます。いろいろな要素が絡んできてこういった数字が変動すると思われま。

○委員（前川原正人君）

全体的なことになるんですが、有収水量ですね。これは前年度並みの量数で今回の予算は、想定をしているという理解でよろしいですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

3年度決算と4年度の決算見込み等を出して5年度に反映させているという状況です。

○委員（前川原正人君）

一つの矛盾が出るのがですね、例えば福山町の場合ですと簡易水道の扱いになっております。ただ、給水人口っていうのは人でカウントしてるんですが、牛も飲むわけですよ。牛が。なので毎年夏になりますと、給水車が出動をして足りない、不足をする場合はある一定程度給水をしていただくという側面もあるんですが、ここはもう少し、それこそ飲雑用水の利用だったりとか、そういう声もあるわけですけど、そういう議論というのはないんですか。直接は関係ないんですけど、有収水量という大きな視点でいくと、どうしてもやっぱり牛の飲む量というのものもあるものですから、その辺の農政畜産課との議論というのはないわけですか。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

有収水量というのは字のとおり、お金になった収入ということで使った分だけ、ですから人が飲もうが、牛が飲もうがそれが使用料ですので、全て、牛、人に関係なく収益が発生する量ということですのでそこについては、特に議論というものはございません。

○委員（前川原正人君）

給水人口という点でいけば、人を対象してるわけですよ。給牛人口じゃないわけですよ。牛に対しては換算してないので、お金は発生は使えば発生をして、その分は負担をされていくということがありますが、逆に言えば、毎年ではないですけど、その状況に応じては牛が飲む飲料水も中にありますし、小さいこと言えば、犬猫も飲むわけですけど、やはりそういうのも考えれば、やはりそういう一つの手だてという点では、給水車も出さないでいいような、安定的に供給ができるという点は、やっぱり議論が今後必要なのかなということで申し上げました。何かあればお示しいただければと。今後の課題等含めてですね。

○水道工務課長（上小園伸一君）

牛が産む水への対策っていいですか、対応っていいですか。令和3年度に新原地域が牛が大分増えたということで、配水する量が不足するというような事態が発生しましたので、川路原の配水池から送水管を約1億かけて整備したというような経緯がございます。ですので、そういうような対応というのは、どうしても配水量が不足する場合には対応をとっていかなければいけないのかなというふうに考えているところです。

○委員（池田綱雄君）

口述書の7ページちょうど真ん中辺になるんですが、職員1人分の人件費987万1,000円というふうに書いてあるんですが、相当高いように思うんですが、どのような職員なのか教えてください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

これにつきましては給与のみではなく保険料とか事業所負担分も合わせた額で計上しています。

○委員（池田綱雄君）

あくまでも1人分ですか。それを入れても高いような気がするんですが。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

今までの実績等も踏まえまして計上しているところでございます。

○委員（前川原正人君）

4ページの部分で他会計負担金であります。これは一般会計からの負担金ということで理解してよろしいですか。補助金もですね、他会計補助金と他会計負担金ということでそれぞれ予算計上されてるんですが、この説明をお願いします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

一般会計からの負担金でございます。

○委員（前川原正人君）

算定基礎はどうなってますか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

一つとしましては今まで簡水のほうで企業債を借りてた。その分の2分の1、元金について2分の1、利息分について2分の1の補助金をいただいている関係上、金額が上がっております。

○委員（前川原正人君）

上水道のほうは独立、簡易水道も独立採算なんですけど両方とも。簡易水道の部分については交付税の算定基礎に入ってるんですよ。歳入部分としてですね。交付税で入ってきてその分を簡水に支出するという流れがあるんですけど。簡易水道の会計で見た場合に交付税措置というのは全額、今言われる企業債の元金とはまた別の話になってくると思うんですけど、簡易水道の部分についてはどうなんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

交付税につきましては、水道事業のほうには入ってまいりません。ただあくまでも算定上の数字として挙げておりますので、ちょっとその中身については分からないところでございます。

○委員（前川原正人君）

私が習ったのは、上水道部分については地方交付税はゼロなんですよ。独立採算ですので、あくまでも。しかし、簡易水道の部分については、厚労省が認可をして、そしてその上でエリアを指定をし、給水人口を確定をし、そして地方交付税の算定基礎に入って、ここで言う23ページになりますけど、この中で他会計繰入金というのが、この中で621万5,000円。こんなもんじゃないと思うんですよ。交付税の算定の金額というのは。実際地方交付税の算定基礎に入ってる公式や基準財政需要額から収入額を引いた大体70%が交付税措置っていうふうに私たちは習ってきたんですよ。だから、もっと増えてもいいと思うんですね。この簡水の部分については、その辺についての財政課との協議というのはいないんですか。もう、予算要求して、はい分かりました、はいこれだけということだけで終結しているのか。それとも水道部のほうが簡水については交付税措置があるんだから、その算定基礎をしっかりと出して、その分についてはちゃんと歳入として、一般会計から入れてくださいよっていうそういう議論っていうのはいないわけですか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

今前川原委員がおっしゃいました23ページ24ページの2営業外収益、1他会計補助金の621万5,000円につきましては備考欄にございますとおり利息の2分の1となっております。そのほかその下、3資本費繰入れ収益の他会計補助金で、元金の2分の1をこのほか5,019万4,000円、これだけの元金と利息に対する2分の1の補助を受けておりますので、簡易水道事業に対する繰入れとした基準どおり、過不足なく繰入れているものと考えております。

○副委員（久木田大和君）

先ほどの池田委員のところになるんですけども、この人件費について、この方の業務内容と持っている資格等に何かそういうのが必要なのか分かればお示しください。

○上下水道部上下水道総務課政策グループサブリーダー（藤田守孝君）

今、委員おっしゃられたようなその資格というのではなくって、建設改良に携わる職員を1名、予算としては計上している状況です。その職員については、水道工務課内の中堅どころの職員の給与手当、法定福利費、全て計上しているという状況です。

○委員（前川原正人君）

給与費明細書の関係全般について詳細はお聞きはしませんが、3月31日で水道部の方たちが、何名退職をされて、そして新年度で、これは人事に関わることなんですけれども、新規採用者が何名ということで、予定をされていらっしゃるんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

定年退職者は、私を含め3名で、そのあとについて、どのように人事サイドでされるかというの



はこちらでは、お答えできかねます。

○委員（前川原正人君）

8ページで見ると全体像としては、前年度が27名いらっしやったわけですよ。この本年度が26名ということで1名減ってるわけですよ。ですから、そういう退職者は分かったとしても新規の人がある一定程度分かってないと予算組みできないと思うんですよ。例えば新しい人が入ってくれば、給料は下がるわけですから、その分の給与費が下がりますし、共済費も当然下がっていく、右ならえしているわけですから、その辺人事なので、ここはなかなか答えづらい部分もありますけど、部としては、そこまでは把握はされては、ただやめるほうだけしか分かっていないと。あとはもう総務部の人事のほう、ある一定程度、裁量で配置をするという、しかないわけですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

この27名について、急遽、別なところに行く者があって、時期的に、補填できなかったという部分でございました。それについての人員の不足については、人事のほうには要望しているところがありますが、そこ確定ではありませんので、御理解いただきたいです。

○委員（前島広紀君）

この説明資料の4ページの1番上之段なんですけれども、ここで、13億8,071万円のことなんだけど、水道施設整備事業として、（仮称）宇都良配水池杭基礎工事とあるんですが13億の中のどのぐらいがこの部分に充てられていますか。

○水道工務課主幹兼工務第1グループ長（丸山省吾君）

今、御質問がありました金額につきましては、宇都良の杭基礎で6億円予定をしております。

○委員（前島広紀君）

青葉の里という老人ホームがあるところの入り口あたりに建設をしているところだと思うんですけども、これは、全体の工事費として、どのぐらい予定されているのか、それと、いつぐらいに完成するのかお尋ねいたします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

今、（仮称）宇都良配水池ということで整備を進めているところです。概算の事業費が約39億円と試算をしており、令和2年度から取付け道路に着手しまして、1期目2期目の造成工事を今終えたところであり、今現在、造成地内の排水路と法面保護を発注しているところで、最終的には令和10年度の完成を予定しているところです。

○委員（前島広紀君）

それは分かりましたけれども私聞き漏らしてるのかも分かりませんが、清水から県道60号の下を、中央のセブンイレブンのところまでいくんですよ。この予算というのはどっかに出ていますか。

○水道工務課長（上小園伸一君）

36ページの建設改良費の中の工事請負費に継続費として計上してあるところです。予算書の11ページ継続費に関する調書、令和3年度から4年間をかけて、年割額を表示しています。

○上下水道部上下水道総務課政策グループサブリーダー（藤田守孝君）

先ほど、池田委員、久木田委員よりお話がありました。配水設備工事費内の人件費のことにつきまして、総額980万円程度多いのではないかというお話でしたが、実際の人件費の部分というか、時間外勤務手当ということで、150万円上乗せして措置してあります。なので、時間外手当分を除いた場合、830万円程度というのが、実際の人件費になります。なぜ時間外手当に150万円計上しているかと申しますと、配水設備工事費がそれ以外の収益的収支などとの間での予算のやりとりが、流用などのやりとりができない関係で、人件費に不足が生じた場合のことを考えて、多めに計上させていただいているところです。

○委員（池田綱雄君）

時間外手当が150万入っていると。それなら分かります。今までの予算の中で、こんな高い人件費じゃなかったもんだから聞きました。

○水道工務課長（上小園伸一君）

先ほど、宇都良配水池の事業費等の質問がございました。説明が不足しているところがありましたので、少しつけ加えさせていただきたいと思っております。先ほどの金額につきましては、令和3年度決算のときに、積算をしまして、概略金額を出したところですが、昨今、材料費、電力、人件費、そのようなものが大分高騰しておりますので今の金額でいくと、その金額になるかなというのは、分からないところでありますので大分変動するというところで、次回、御質問されたときに、前回こう言われたじゃないかというようなことがあると、困るものですから、そこはお含みいただければと思います。

○委員長（鈴木てるみ君）

委員外議員の発言を許可してよろしいでしょうか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

○委員外議員（宮田竜二君）

予算書の21ページ、水道事業の営業収益が、先ほどの説明でマイナスになる。戸数は300戸増えるんだけど人口が減って、あと、人々の使用料も減るからというところなんですけども、23ページ目の簡易水道は、収益がプラス120万円上がってるんですが、なぜこの収益が上がってるのか教えてください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

簡易水道地区につきましては今まで、新型コロナウイルス感染症関係で、ホテル旅館等が、少し集客が少なかったのかなど。その辺りを考えまして、若干今までのベースに戻したというようなところでございます。

○委員外議員（宮田竜二君）

25ページ、支出のほうなんですけども、水道事業費について、収益が減るんで営業費用も下がるというのなはずけるんですけども、中身見ると、配水及び給水費はマイナスになるんですけども、原水及び浄水費がプラスになっている理由を教えてください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

これにつきましては昨今の電気代の上昇等がございまして。なのでこの動力費を増額という形で計上しております。

○委員外議員（宮田竜二君）

動力ということで31ページ目に、簡易水道の費用があり、これ余りにも、先ほどの水道の原水及び浄水費がプラス2,800万円。簡易水道が2,500万円ということで、余りにも、簡易水道なのに、原水及び浄水費が高くなっている理由は教えてください。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

電気代の上昇につきましては、大体、40%増ということで見込んでおります。その中で、簡易水道のほうが多いということにつきましては、水源地等も上水道よりも数が多くなりますので、その辺、やはり、たくさんある関係で、電気代もそれなりに上がってくるということに考えております。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、議案第27号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 1時45分」

「再開 午後 1時45分」

△ 議案第28号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。次に、議案第28号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

議案第28号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。工業用水道事業会計予算につきましては、国分上野原テクノパークに立地している工場等への工業用水道の安定供給を目的として予算を編成いたしました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから2ページに記載しています。まず、1ページの第2条「業務の予定量」からご説明します。令和5年度の業務の予定量は、給水事業所数が前年度と同じ23事業所、年間総給水量も同じく10万6,215 m<sup>3</sup>、一日平均給水量については291 m<sup>3</sup>を見込んでいます。第3条の「収益的収入及び支出」につきましては、収入支出の総額を、それぞれ対前年度16万2,000円減の2,744万6,000円を計上しています。第4条の「資本的収入及び支出」につきましては、支出の建設改良費に対前年度15万9,000円増の35万5,000円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額35万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補填することとしています。第5条は「一時借入金の限度額」を、第6条は「予定支出の各項の経費の金額の流用」を、第7条は「他会計からの補助金」を、第8条は「たな卸資産の購入限度額」を定めています。なお、工業用水道事業は、課税売上高が1,000万円以下であるため、消費税の納税義務が免除される免税事業者ですが、インボイス制度の開始に合わせ、適格請求書発行事業者の申請をしていることから、令和5年10月1日以降は、課税事業者となり消費税の申告が必要になります。このため、令和5年度予算は、消費税及び地方消費税を計上しました。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

議案第28号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算についてご説明申し上げます。説明資料は、「工業用水道事業会計予算書」と別冊の「企業会計予算説明資料」になります。工業用水道事業会計予算書1～2ページにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。3ページの予算実施計画は、12ページ以降の予算参考資料に詳細を掲載していますので、そちらで説明いたします。4ページは令和5年度の予定キャッシュ・フロー計算書です。この計算書は貸借対照表の資産のうち、現金・預金が1年間の経営活動でどのように動くのかを示すものです。まず、業務活動によるものが254万6,000円の増で、投資活動によるものが35万5,000円の減で財務活動はなく、資金増加額は219万1,000円になります。資金期首残高5,191万6,000円にこの額を加えた資金期末残高は、5,410万7,000円となり、5ページの令和5年度予定貸借対照表の現金預金の額と一致します。次に、5～6ページは令和5年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計が2億7,700万8,369円、流動資産の合計が5,410万6,612円で、資産の合計額は3億3,111万4,981円です。負債の部は、固定負債の合計が2,369万2,590円、流動負債の合計が24万8,000円、繰延収益の合計が2億1,728万1,340円で、負債合計が2億4,122万1,930円です。資本の部は、資本金が2,529万170円、剰余金の合計が6,460万2,881円で、資本の合計は8,989万3,051円となり、負債・資本の合計額は3億3,111万4,981円で、資産合計額と一致します。7ページは令和5年度の注記表になります。8ページは令和4年度の予定損益計算書です。営業収益は546万5,000円で、営業費用は2,633万2,000円になります。営業収益から営業費用を差引いた営業損失は2,086万7,000円になり、営業外収益2,142万4,000円を加えた経常利益は55万7,000円になります。令和4年度の純利益は同額の55万7,000円を見込んでいます。9～10ページは令和4年度の予定貸借対照表です。資産の部は、固定資産の合計額が2億9,717万9,041円で、流動資産の現金預金が5,191万5,612円、資産の合計額は3億4,909万4,653円です。負債の部は、固定負債が修繕引当金の2,369万2,590円、繰延収益が長期前受金の2億3,574万7,534円で、負債の合計額は、2億5,944万124円です。資本の部は、資本金が2,529万170円、剰余金合計が6,436万4,359円で、

資本の合計額は 8,965 万 4,529 円となり、負債と資本の合計額は 3 億 4,909 万 4,653 円で、資産合計額と一致します。11 ページは令和 4 年度の注記表です。12 ページからは予算参考資料です。12～13 ページの収益的収入及び支出について説明いたします。まず、収入は工業用水道事業収益として 2,744 万 6,000 円を計上し、このうち主なものは、営業収益の給水収益が 606 万 4,000 円、営業外収益の長期前受金戻入 1,838 万 1,000 円等になります。次に支出について説明します。別冊の「公営企業会計予算説明資料」は 6 ページです。併せてご覧ください。工業用水道事業費用として 2,744 万 6,000 円を計上しています。このうち、営業費用は 2,691 万 7,000 円で、原水及び浄水費 200 万 6,000 円のうち、動力費に水源地電気料として 183 万円を計上しています。配水及び給水費は 369 万円で、電気設備保守管理業務、水質検査等の委託料 87 万円、修繕費 244 万 1,000 円等を計上しております。総係費は 54 万 2,000 円で、通信運搬費 13 万 8,000 円等を計上しています。14 ページの減価償却費は 2,038 万 6,000 円を計上しています。また、インボイス制度の開始に合わせ、適格請求書発行事業者の申請をしていることから、令和 5 年 10 月 1 日以降は、課税事業者となるため、営業外費用として(目)消費税及び地方消費税を新設し 24 万 8,000 円を計上しています。続きまして、資本的収入及び支出について説明いたします。資本的収入はなく、資本的支出はメーター購入に伴うメーター費 35 万 5,000 円を計上しています。以上で、工業用水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま執行部の説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○委員（前川原正人君）

工業用水道の事業会計に対しまして二、三お聞きをしておきたいと思います。まずこの令和 3 年から令和 12 年度まで工業用水道の経営戦略を霧島市の場合策定をしているんですけど、その中で関連してくるのが、戦略を見てみましてもほとんどこれまでと変わらないというのが特徴なんですけれども、何て言いますかね、先ほど説明でおっしゃいました 23 事業所が今稼働をされておまして、今後の見通しという点では、まだまだこの見込みがあるんでしょうか、どうなんでしょうか。企業誘致の関係とか、工業用水を使う事業所がまだ増える見込み等がありますかということですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

誘致面積といいますか、設置自体、もうほぼ 90% 以上事業所が入っております。その中で、今までそこまで水を使う事業所というのが余りおらず、今後、それが大幅に増えるかということについては、ないだろうと考えております。

○委員（前川原正人君）

そしてもう一つはですね工業用水っていうのは、独立採算だと私は認識をしております。そういう中で 13 ページの中の参考資料で 300 万円、一般会計から繰出してるわけですね。これは安定的供給を図るといふことと、責任水量制を守っていくという側面があつてこういう措置がされていると思うんですが、先ほど言いましたように本来であれば独立採算ですので、企業がしっかりと使っていたら水道代金もしくは企業の責任で工業用水道というのが成り立っていくというのが一番理想ですけど、この 300 万円がずっと未来永劫続いていくのかなと思うとちょっと疑問が残るところがあります。ですからそういう独立採算という視点で見たときにこの 300 万円のお金をいつまで続けるのかということにもなるんですが、そういうこの独立採算制の工業用水にするための議論はどのようにされているんでしょうか、経営戦略も一つあるんですけど、これを見た限りではあまり変わってないんですね。ですから方向性は変わってないんですけど、手だてとしてこの 300 万円をどう減らしていくのかということが課題になってくると思うのですが、それについてどう考えるのかお聞きをしておきたいと思います。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

その点につきましては今までも今後も、課題であろうと考えております。いつでしたか一般質問

等でもお話ししましたが、現在、水道及び簡易水道事業並びに工業用水道運営委員会、これを設置いたしまして、現在検討を進めているところであります。これにつきましては今後どのように運営していくかというところを、または、例えば料金値上げも含め、また、水道事業に併合も含めいろいろな意見を出してもらおうという形で、運営委員会を立ち上げておりますので、今のところ5年度中にある一定の方向性が出るのではないかと、その方向性が出たところで次の経営戦略に反映させた形で進めていきたいと考えております。

○委員（前川原正人君）

ということは逆に言えば、今後、令和40年度までの計画の経営戦略がありますけど、これも当然見直されていくという理解でよろしいんですね。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

3年をサイクルに見直しをするとなっておりますので、それに合わせて見直していければと考えております。

○委員（前川原正人君）

もう1点はですね、1日50t以上使う企業さんがいらっしゃいますか。23業種で全体でみていて、ずっと割り算をしていてもですね1日50t以上は使わないという、最初できたときは1日50t以上を使う企業が来るという前提で工業用水が始まるわけですね。通産省のいわゆる責任水量制というのがあって、それに対して旧国分の時代の背景があるわけですけど、今現在はもう1日50トン以上使うという企業は恐らくないと思うんです。だから大体、一番使うときでどれぐらい、一番少ない、業種にもよりますけど、大体どのような状況なのかお示いただけますか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

今現在、契約している水量で一番多いところが1日当たり40m<sup>3</sup>、その次が30というところがございいますが、50にまですべておりませんが、契約水量についてはですね。ただし、契約水量を超えて使われる場合もございしますので、ちょっと今その水量については後ほどお答えいたします。

○委員（有村隆志君）

工業用水道の修理代というところで200万ぐらい計上があったんですが、今後、水道関係でたくさんのお金を使うような機種交換、ポンプだったり、それからいろんな配管のやりかえとかそういうのが、年次的に幾らか出てくるのかなという気もするんです。今後、大きい金額が想定されるものが何かあります。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

設備機械等の更新につきましては令和2年度までで、取りあえず一旦は終了しております。耐用年数等も考え、今後将来に向けて出てくるかと思えます。あと、管路につきましても、あと10年、もしくは配水管路につきましても、そこまで傷むような場所でもありませんのでしばらくは長く使えるのかなと考えておりますが、今後、敷設等工事が出てこようかと思えます。ただどういうケース、例えば水道事業にもし組み込まれたとしても、その分の経費を賄うだけの余力がないのかなと考えております。これもまだ今後検討、研究していかなければなりません、場合によっては一般会計からの繰入れ等も考えていかなければならないのかなと思っております。

○委員（有村隆志君）

今後その在り方の検討されるということで、工業用水道というのは起源がやはり企業誘致するために、安い工業用水道をする事で企業を地元へ誘致するためにということで始まった制度ではないかと思うんですけども、これを、この工業用水道の値段を変えるということは総務省あたりは、そこらの規約変更していいのか悪いのか、そこらの何か規制とかあるんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

以前はこの上限がございまして、45円ということでしたおりましたが、法の改正がされましたので、今後、どのようにしていくか、先ほど言われましたように独立採算制ということを考えれば金額でいきますと大幅な増額になってまいりますので、今後検討していかなければならないのかなと

思っております。[36ページに訂正発言あり]

○委員（前川原正人君）

今の有村委員がおっしゃった大体1立方当たり、大体基本料金が45円なんですよね。工業用水の場合は、超過料金が立方当たり90円ということになってるんですが、先ほど課長がおっしゃった、今後の在り方の検討委員会なるものの中で、この料金などについても一つの議論の対象になりうるという理解でよろしいんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

そのように考えております。

○委員（前島広紀君）

今の関連なんですけれども、上野原に進出してこられた企業の方は水があることが前提で来てるわけなんですよね。ですから、何があっても水は何らかの方法で確保しないとイケないと思うんです。そこでお尋ねしたいのは、まずこの工業用水の水源地はどこにあるのか。それとこの管路の延長、これは何kmぐらいあるのかお尋ねいたします。

○水道工務課長（上小園伸一君）

水源地の位置でありますけれども、トヨタ車体工場の北側にあります。もう少し詳しく言いますと、国道10号を牧之原のほうに向かひまして歩道橋があると思っておりますが、歩道橋から200mほど牧之原に行きまして、そこから左に入って七、八百メートルのところに水源地がございます。延長はしません少しお時間をいただけないでしょうか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

先ほど後でお答えするということで50t以上使ってるところがあるかということについて、月によって超過して使用しているところはありますが、平均すると50t使っていないという状況でございます。

○水道工務課長（上小園伸一君）

配管につきましては配水管、引込み管等含めまして1万6,751.8mです。今の数値につきましては令和3年度の決算時の数字になります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、これで議案第28号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休 憩 午後 2時15分」

「再 開 午後 2時19分」

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。執行部より発言の申し出がありますので許可します。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

先ほど、工業用水道事業の中で法改正があったと申しました。それにつきまして修正をお願いしたいと思います。今、確認しましたところ補助金の交付を受けて事業をしているところについては上限がある。それで本市の工業用水道事業はそれに合わせて事業をしているということで修正をお願いしたいと思います。また法の改正と申しましたが、これは法の改正ではなく総務省からの通知をもとに廃止されたということでございますので修正をお願いしたいと思います。

○委員（有村隆志君）

一つ確認です。補助金が出ていなければ上限は関係ないよということですね。

○委員（前川原正人君）

さっきの補助金がある、ないということで、課長はさっきの部分でいうと、法律が変わったようにおっしゃったんですね。でもそうじゃなくて総務省の通知によって、何ていうんですかね、在

り方がまた変わってきたんだという、そういうことで理解していいんですか。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

はい、そのとおりでございます。

### △ 議案第29号 令和5年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第29号 令和5年度霧島市下水道事業会計予算について審査を行います。執行部の説明を求めます。

○上下水道部長（浮邊文弘君）

議案第29号、令和5年度霧島市下水道事業会計予算についてご説明申し上げます。令和5年度の予算編成にあたりましては、公営企業の経済性と公共性の両立を図り、快適な生活環境の確保と河川等の公共用水域の水質保全に資するとともに、霧島市雨水管理総合計画に基づく、豪雨時の浸水・冠水被害の軽減を目的とした施設整備のための予算編成を行いました。予算の内容につきましては、予算書の1ページから4ページに記載しています。まず1ページの第2条「業務の予定量」からご説明いたします。令和5年度の業務の予定量は、排水戸数が増加傾向にあることから、対前年度397戸増の1万8,840戸を見込んでおり、年間総処理水量につきましても、対前年度35万8,556㎡増の556万6,981㎡を見込んでいます。また、建設改良事業の概要につきましては、項目アの公共下水道の汚水事業では、施設新設事業で国分地区汚水管渠工事 外4件、施設更新事業でマンホール蓋取替工事 外6件、項目ウの特定環境保全公共下水道では、施設新設事業で高千穂地区取付管設置工事、施設更新事業でマンホール蓋取替工事 外3件を予定しています。項目イの雨水対策事業では、施設新設事業で日当山地区排水機場整備工事 外4件を予定しています。次に、2ページの第3条「収益的収入及び支出」につきましては、収入の営業収益及び営業外収益等の合計額が、対前年度6,177万7,000円増の13億9,567万6,000円を、支出の営業費用及び営業外費用等の合計額は、対前年度9,906万円増の12億3,500万円を計上しています。第4条の「資本的収入及び支出」につきましては、収入が、企業債、他会計負担金、国庫補助金、負担金等で、対前年度9億3,679万2,000円増の14億8,396万円を、支出は管路建設や雨水対策施設の工事委託等に係る建設改良費及び企業債償還金に係る費用として、対前年度7億3,986万8,000円増の19億5,999万1,000円を計上しています。なお、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額4億7,603万1,000円は、当年度分損益勘定留保資金、当年度未処分利益剰余金処分数等で補填することとしています。3ページの第5条「債務負担行為」は、「水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給」、「霧島市水洗便所等改造工事費融資あっせん及び利子補給に関する要綱に基づく融資金に対する損失補償」及び「日当山地区排水機場整備」について、期間、限度額を定めています。次に、第6条「企業債」は資本的収入である企業債の限度額等を、第7条は「一時借入金の限度額」を、4ページの第8条は「各項の経費の金額の流用」を、第9条は「議会の議決を必要とする流用の経費」を、第10条は「他会計からの補助金」を、第11条は「利益剰余金の処分」について、それぞれ定めています。詳細につきましては、上下水道総務課長が説明申し上げますので、よろしくご審査賜りますようお願いいたします。

○上下水道総務課長（久木元直仁君）

議案第29号、令和5年度霧島市下水道事業会計予算について、ご説明申し上げます。説明資料は、「下水道事業会計予算書」と別冊の「公営企業会計予算説明資料」になります。予算書の1～4ページは「下水道事業会計予算書」です。ここにつきましては、部長の説明と重複しますので省略いたします。5～7ページは「予算実施計画」です。23ページ以降の「予算参考資料」に詳細を掲載していますので、そちらの方で説明いたします。8ページは令和5年度の「予定キャッシュ・フロー計算書」です。これは資金収支の状況を業務活動、投資活動及び財務活動の区分ごとに示したものです。資金増減額は、期首の令和5年4月1日から1年間で、3億8,722万5,000円増加し、資



金期末残高は6億6,342万9,000円と見込んでいます。続きまして、9～11ページは給与費明細書になります。次に12ページは、水洗便所等改造資金融資あっせん利子補給等に伴う債務負担行為に関する調書です。続きまして、13～14ページは令和5年度の予定貸借対照表です。資産の部から説明いたします。固定資産の合計が187億6,494万1,488円、流動資産の合計が6億7,736万770円で、資産合計は194億4,230万2,258円です。負債の部は固定負債の合計が51億7,761万3,968円で、流動負債の合計が9億4,104万3,661円、繰延収益の合計が103億3,348万4,298円で、負債合計は164億5,214万1,927円です。資本の部は資本金が20億9,150万6,762円、剰余金の合計が8億9,865万3,569円で、資本合計が29億9,016万331円です。負債と資本の合計額は、194億4,230万2,258円で資産合計の額と一致します。次に、15～16ページは令和5年度の重要な会計方針に係る事項等に関する注記です。次に、17～18ページは令和4年度の予定損益計算書です。これは令和4年度収益的収支予算の1年間の経営成績を税抜で示したものです。次に、19～20ページは令和4年度の予定貸借対照表で、これは、令和4年度末における財政状態を示したものです。まず、資産の部の固定資産及び流動資産の合計は184億2,921万4,847円、負債の部の固定負債、流動負債及び繰延収益の合計は156億2,782万2,209円、資本の部の資本金及び剰余金の合計は、28億139万2,638円です。次に、21～22ページの令和4年度注記です。続きまして、23ページ以降の予算参考資料を説明いたします。23～24ページは収益的収入で下水道事業収益、13億9,567万6,000円を計上しています。このうち営業収益の主なものは、下水道使用料6億596万7,000円及び雨水処理負担金5,246万9,000円であります。営業外収益の主なものは、他会計補助金5,648万4,000円、長期前受金戻入3億3,926万5,000円、資本費繰入収益3億3,926万5,000円であります。次に、25～32ページの収益的支出であります。別冊の「公営企業会計予算説明資料」は7～8ページですので、併せてご覧ください。下水道事業費用は、12億3,500万円を計上し、営業費用は11億1,364万2,000円で、管渠費に1,052万5,000円を計上しています。主なものは、管渠の維持管理等として管渠清掃業務外、委託料287万円、管渠修繕等700万円です。雨水管渠費は85万3,000円で、主なものは、日当山地区調整池草払い業務の委託料85万2,000円です。ポンプ場費3,461万7,000円で、主なものは、中継ポンプ場維持管理業務外の委託料1,012万2,000円、マンホールポンプ等の修繕費639万8,000円、中継ポンプ場等電気料などの動力費1,598万1,000円です。雨水ポンプ場費1,000円は保険料です。次に、処理場費は2億8,894万5,000円で、主なものは、処理場維持管理業務、汚泥処理及び運搬業務外の委託料1億2,434万4,000円、処理場電気設備修繕等修繕費5,163万8,000円、処理場電気料など動力費6,472万円です。総係費は1億2,295万5,000円で、主なものは、人件費4,312万3,000円、上下水道一元化徴収業務外の委託料2,965万2,000円です。雨水総係費は5,045万3,000円で、主なものは、人件費4,759万6,000円、個人住宅雨水貯留施設設置補助の補助金及び交付金76万円です。また、減価償却費に6億250万1,000円、雨水減価償却費に264万2,000円、資産減耗費に15万円をそれぞれ計上しています。営業外費用は1億2,120万8,000円で、内訳は、支払利息及び企業債取扱諸費6,966万6,000円、雨水支払利息及び企業債取扱諸費154万2,000円、消費税及び地方消費税5,000万円をそれぞれ計上し、特別損失は、過年度損益修正損15万円を計上いたしました。続きまして、33～34ページをお開きください。資本的収入は、14億8,396万円を計上しており、企業債として公共下水道事業債2億6,053万円、雨水企業債4億7,940万円、他会計負担金として雨水事業負担金3,145万5,000円、国庫補助金として公共下水道事業のうち、汚水事業1億3,161万円、雨水対策事業4億7,875万円、負担金等として、受益者負担金1,694万8,000円、区域外分担金8,526万7,000円を計上しています。次に、35～36ページの資本的支出を説明いたします。「公営企業会計予算説明資料」は9～11ページです。資本的支出は、19億5,999万1,000円を計上し、建設改良費は14億2,902万2,000円で、事務費に1,099万8,000円で、主なものは人件費です。管路建設費に2億7,080万円で、主なものは各地区管路施設点検調査業務の委託料1,300万円、管渠工事外、工事請負費2億5,780万円です。雨水管路建設費に4億999万5,000円で、主なものは日当山地区調整池土木工事委託外の委託料3,291万6,000

円、姫城地区排水路整備工事外の工事請負費 3 億 7,672 万円です。ポンプ場建設改良費に 4,276 万円で、主なものは国分第 1 中継ポンプ場再構築委託外の委託料 3,500 万円、小谷 1 号マンホールポンプ場機械設備更新の工事請負費 776 万円、雨水ポンプ場建設改良費に 5 億 7,400 万円で、主なものは日当山地区排水機場整備工事委託外の委託料、処理場建設改良費に 1 億 1,072 万円で、国分単人クリーンセンター改築設計業務外の委託料として、固定資産購入費に 974 万 9,000 円で、主なものは土木積算システム外の備品購入費として計上しています。企業債償還金は汚水事業 5 億 2,535 万 9,000 円、雨水対策事業 561 万円の元金償還金を計上しています。以上で下水道事業会計予算の説明を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ただいま説明が終わりました。これから質疑に入ります。質疑はございませんか。

○副委員（久木田大和君）

下水道の使用料の形態というのはどのような形になっているのでしょうか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

下水道使用料の算定につきましては、使用水量につきましては、水道使用されてる方は水道メーターの検針をもって使用水量とします。それ以外の方につきましては、井戸水であったり、それぞれに設置した水量をもとに下水道使用、汚水排除量と認定をします。使用水量によらず、1 か月当たりの基本使用料が、改定前のもので 350 円。4 月 1 日からの改定後では 1 か月当たり 650 円。それぞれ使用水量ごとに累進使用料制を採用しておりますので、1 m<sup>3</sup>から 10 m<sup>3</sup>までの単価、11 m<sup>3</sup>から 20 m<sup>3</sup>当たりの単価、それぞれ使用水量が増えるごとに 1 m<sup>3</sup>当たりの単価が増えるという制度を採用しておりますのでそのように計算をいたします。

○副委員（久木田大和君）

資本的収入のところの受益者負担金という金額の算定はどのようなになっているのでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

受益者負担金については、公共下水道が整備されることで利益を受ける方、計画区域内、供用開始をされた区域内の方に対して、建設費用の一部を負担していただくものになります。金額の算定につきましては、負担区ごとに事業計画に基づいて、負担区の整備表を算出しますが、その中で国庫補助対象とならない末端管渠相当の額を受益地予定面積で割った形で算定しております。国分単人処理区の場合が平米 430 円。牧園のほうの特定環境公共下水道事業の場合が 220 円となっております。

○委員（前川原正人君）

この下水道の関係ですが 4 月以降値上げが予定をされております。これは昨年 12 月の議会で議案が可決をしてそれに基づいて条例改定になるわけですが、大体この何ていうんですか、エリアに、1 市 6 町合併しましたけど全部じゃないわけですからね。全体のどれぐらいまで下水道が普及、普及率という点ではどれぐらい今回の予算で見た場合にですね、何十何%ぐらいまで普及率が上がりましたか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

今の下水道事業の実施状況についてということでよろしいかと思いますけども。下水道事業の国分単人処理区の全体計画面積が 1,382ha になります。そのうち、実際に整備を終えた、令和 4 年 3 月末現在の整備面積でいきますと 897.8ha になります。これが、全体計画面積に対する面整備率でいきますと 65% です。事業計画面積というのがございまして、これは事業計画を決めて、そこで交付金事業等の事業を活用しながら整備していく面積になりますけども、こちらが 983.6ha でございます。これに対しますと 91.3% の面整備率になります。それと、高千穂処理区になりますと全体計画面積が 140ha。それと事業計画面積が 135ha。供用開始を行いました整備面積が 125ha となっております。全体計画面積に対します面整備ですが 89.3%。それと事業計画面積に対する面整備率が 92.6% となっております。

○委員（前川原正人君）

ほぼ終わりではないと。まだまだ、結局下水道のエリアに入ってもつ繋がらないと意味がないわけですね。受益者負担、いわゆる、平米当たり430円を払う。そのエリアに入ればですね、つながつながらいかかわらずその受益負担が出るんですけど。逆に言えば、どうなんですかね、まだ繋いでいない人たちもまだまだいらっしゃるという理解でよろしいですか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

接続の部分の進捗というか、率でちょっと御説明いたします。国単人処理区につきましては、供用開始をしましたエリアにおいて、供用開始区域人口を水洗化人口、いわゆる下水道に接続した人口ということで申し上げますと85.7%が接続をしてると。ですので水洗化率としてはこの数字になります。それと、高千穂処理区につきましては、同じく供用開始区域内人口を水洗化人口で割った水洗化率が76.4%となっております。

○委員（前川原正人君）

受益者負担とは別で、いわゆる前納報奨金ですね。これが1,832万4,000円予定をされて、これは別冊の公共企業会計予算説明資料の8ページになりますが、ここで1,832万4,000円ありますが、これは何件を予定した見込額となりますか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

前納報奨金の積算につきましては、受益者負担金、分担金について土地の面積、先ほどの御説明しましたとおり面積に対して賦課されるものですので、その性質上1件1件調定額が前後するということになりますので世帯数という想定をしておりません。ですので前年の実績と見込まれる区域外からのそういった協議をされている部分について、前納報奨金という金額を積算している関係上、件数ということでお伝えできません。今回のこの予算につきましてはこれまでの実績、それから令和5年度に区域外接続を希望する工場等の調定見込額から、金額ベースで約7割の利用を見込みまして公共で1,813万円。特環で7万6,000円を計上しております。

○委員（藤田直仁君）

予算説明書では10ページ、ポンチ絵では16ページの下水道業務の中で、雨水対策の3番目の見次の雨水ポンプ場の実施計画をたてると5年度予算で計画されてるようですが、実際完成予定はいつなのかというのと、それからこの地図上でしるしががついてるけど場所は具体的にどこになるんですか、このポンプ場の。

○下水道工務課長（三島由起博君）

見次地区の雨水ポンプ場の概要につきましては、完成年度ということであるんですけども、5年度から基本設計を行ってまいります。基本設計の中で、場所的には隼人町見次の223号と県道の北永野田小浜線の交差点ですね、見次交差点の角の部分に計画をしています。ちょうどイオンのほうからこの交差点に向かって排水路があると思います。セブンイレブンの駐車場の横をちょうど流れる排水路があるんですが、高さ的に深いところに排水路がございますので、歩道からなかなか見えないところですけども、ここの排水路の水をポンプで、北永野田小浜線を横断しまして北側に入ってます排水路の中に、くみ上げた水を流して天降川に放流するという計画でございます。ただちょっと完成年度につきましては、基本設計等を進める中で、やはり場所的な制約等もございますので、そういったものを設計の中でいろいろ検討しながら、事業計画についてですね、期間については算定したいというふうに考えております。あと、排水路と申し上げましたけども、用水路も兼ねた施設になっておりまして、歩道の中に暗渠が入ってますのでこちらを利用する計画でございます。

○委員（藤田直仁君）

計画を立ててからということでしょうけど、大体の予想とか希望というのはないんですか。いつ頃に完成させたいというようなところは。

○下水道工務課長（三島由起博君）

基本的にほかの雨水事業もそうなんですけども、まず基本設計を行います。基本設計の中で様々

な条件を設定しまして、次に詳細設計を、基本設計に基づいて詳細請求していきます。その次の年から工事に入っていくというような形になりますので、現場の状況に応じて、完成年度は変わってきますけども、少なくとも3年目以降でないと工事に入っていけないということになります。あとはその工事の規模であったり、条件によってちょっと異なりますので、また用地の部分がまた出てくる可能性もございますので、そういったものを勘案しますと、最低3年ということちょっとないのかなと思います。それ以降で完成を目指していくというような流れになってくるかと思います。

○委員（藤田直仁君）

今の話をすると5年度が基本設計、6年度が詳細設計で7年から実際始まるだろうという見込みということでよろしいでしょうか。

○下水道工務課長（三島由起博君）

事業的にスムーズに基本設計等の整理が整いまして、そういう事業用地とか絡まなければ順調にいけばそういったスケジュールになってくるかと思います。

○委員（前川原正人君）

最初の段階で汚水処理区、国分隼人の場合大体660円上がりますよと。そして、高千穂、いわゆる特環、牧園のほうで880円上がりますよということなんですが、これがいわゆる5ページの令和5年度の予算説明に関する説明書の中で、下水道使用料金が前年からすると1億4,371万3,000円。金額が1億4,300万円上がるわけですね。これは純粋に下水道料金の値上げに伴うものという理解でよろしいんですか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

今回の下水道使用料の積算に当たりましては、公共で有収水量の伸びを2.5%見込みました。また、高千穂処理区では4.3%の減少を見込みました。それらで全体としましては面整備を続けている過程でございますので2.1%の有収水量の増加を見込んだ上で、4月1日に料金改定をしますと6月から新しい使用料を収入することになりますので10か月分につきましては改定後の金額。2か月分につきましては改定前の単価で見込んだところ、結果として収入ベースで1億4,300万円の増加を見込んだところでございます。

○委員（前川原正人君）

今回の予算の特徴というか、税制でいきますと、インボイスが導入されまして、今後5,000万円を消費税及び地方消費税ということで支出をすることになるんですけど、一般会計の場合は消費税法第60条で、仕入れた金額、売った金額、それはもう消費税を支払ったとみなすという特記事項があるわけですね。ところが、特別会計の場合は例外が認められず、インボイス方式によって、消費税を払わなければならないということが、法律として、1新年度の10月1日から始まるわけですけど、問題は業者の負担ですね。ここの部分については、インボイス制度によって、今回のこの下水道事業特別会計の予算上ではどのような扱いでありますか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

令和5年10月から行いますインボイス制度に関しまして、免税事業者との取引において、課税計算の上で不利益が生じることというのが懸念されておりますが、国からの通知などにもありまして、そういった事業所を、取引から排除することというのは考えておりませんので一定の計算上の不利益というのが生じる可能性は否定できませんが今回の積算においては、そこは考慮しておりません。

○委員（前川原正人君）

考慮していないということは、逆に言えば発注をした業者は、その分を負担しなきゃならないわけですよ。逆に言えば、だから、業者の側からいけば、先ほど出ましたインボイスの登録をしなければ、排除される懸念があるわけですよ。あなたはインボイスに登録してないから取引ができまじと。それはなぜかという、行政のほうはそれを経費として認められないからその分が不利益になるわけですよ逆に言えば業者には。しかし、今のインボイスの部分で言わせていただくと、

今回の営業外費用として、消費税及び地方消費税のこの5,000万の部分については、不利益が生じないための、業者への手だてというそういう理解にもなるわけですか。

○上下水道総務課主幹（滝間 宏君）

今回の5,000万円につきましてはその手だてを行っておりません。その理由につきましては、取引事業者のインボイスへの対応登録状況というのが、全く見込みようがないということで今回の5,000万円というの前年度比2,000万円の増額につきましては使用料改定に伴い、借受け消費税、あずかる消費税が増えることに伴っての増額でございますので、繰り返しになりますけど免税事業者との取引に関することについては考慮しておりません。

○委員（前川原正人君）

今先ほどおっしゃったのは、インボイス制度の導入によって不利益を生じないように配慮しなさいというのが、一つの総務省の見解なんですね。ですから特別会計の部分については、行政のほうで面倒見ましょうというのが一つの方向性だったわけです。だから、本来であれば、下水道会計のほうも不利益が業者に出ないようにやっぱり手だてが必要ではなかったんですかということをお聞きしてるんです。

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩します。

「休憩 午後 3時02分」

---

「再開 午後 3時05分」

では再開します。ほかに質疑はありませんか。ないようですので、これで、議案第29号の質疑を終わります。ここでしばらく休憩します。

「休憩 午後 3時05分」

---

「再開 午後 3時19分」

## △ 議案処理

○委員長（鈴木てるみ君）

休憩前に引き続き会議を開きます。これより議案10件の議案処理を行います。議案番号順に行います。

## △ 議案第21号 令和5年度霧島市一般会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

まず、議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算について自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

自由討議ということで申し上げますと、今回の当初予算の中にですね、市民会館の大規模改修工事として5,560万円が予算計上がございます。市民会館を経費、今までの変遷を見ても、昭和42年、1967年になりますが今年でちょうど56年が経過しようとしております。平成11年の大規模化改修、リニューアルから23年が経過をいたしまして、今回の計画で新年度から令和8年度までの総事業費が大体、今現在のところ12億8,730万円ということが予定をされることになっております。合併して18年目になろうとしている霧島市でございますが、市民会館は今まで改修もやってきた経緯もありますけれども、新たな霧島市のまちづくりという点から考えたときにですね、例えば、改修ではなくて建て替えをするとか、そういう検討もあってもよかったですのではないかと。もう改修、改

修もう時期も60年、次は65年という建設から経過しようとしておりますので、そういう部分もですね、今後十分な検討が必要ではないかということをお自由討議として申し上げさせていただきたいと思っております。以上です。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。まず原案に反対者の発言を許可します。

○委員（前川原正人君）

議案第21号、令和5年度霧島市一般会計予算に対しまして、反対の立場から討論を行います。反対する特徴的な理由の一つは、昨年の12月議会で住民票や印鑑証明の手数料、ごみ投入手数料値上げをする条例が提案をされましてこれが可決をいたしております。それを受けまして2021年度の実績から見た場合に約1,550万円の負担増となります。昨年の当初予算のベースで見た場合に、戸籍手数料、住民登録手数料、印鑑登録手数料のみで939万円の負担増となるわけでありまして、二つ目の理由は、令和4年度末で新年度からこれまで47年間加入をしましてまいりました伊佐北始良環境組合を新年度から脱退をし、牧園横川の住民は一定の期間、猶予期間はありますが、原則未来館への搬入ができるようになることになっております。これまでの経緯といたしまして1市6町の合併協議会の協定書でも、従来どおり未来館へごみ搬入することが協定書でうたわれており合併協定書違反と言わざるを得ません。このことが本予算では、脱退負担金として約1億5,000万円、牧園横川クリーンステーション管理運営事業として2,232万円が計上されている問題でございます。脱退しない選択肢のほうが、経営費的にも経済的にも住民の利便性の面でも十分に耐えうるということをお申し添えるものであります。そして三つ目の理由といたしまして、市役所組織の問題といたしまして、市内各支所の農政畜産課関係の所管の人間をシビックセンターへ集約することの理由の一つとして、5年後の全国和牛能力共進会、開催地は北海道になりますが、これまで各支所に畜産に関する部署が存在し、福山の福山の場合は2名、その他の支所の場合は1名が配置をされておりました。これは、農家の状況をいち早く把握、対応できる体制があったからこそ第12回の全共霧島大会では好成績を収めることができたと考えるものであります。人事の関係で専属的になることもありますが、それは役所の都合でありまして、農家の気持ちが配慮されていないと言わざるを得ません。新年度から国分庁舎への畜産担当職員を集約することになりますと、気持ち的にも畜産農家の気軽な相談窓口が遠ざかる懸念があると思っております。各支所に配置されております畜産担当職員は、臨機応変な対応で従来どおり配置をすべきだと考えております。大きな反対の理由は以上でございますが、ごく一部をお述べさせていただきまして、私の本案に対する討論といたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（野村和人君）

私は議案第21号令和5年度霧島市一般会計予算について賛成の立場を明らかにして討論に参加いたします。今回の令和5年度一般会計歳入歳出総額は過去最高額の649億3,000万円が計上されております。これまで新型コロナウイルス感染症の影響による、景気動向を受けてきた中ではありますが、令和5年度、何とかアフターコロナへの活動に向けた精力的な予算編成と感じております。今後も少子高齢化社会の課題により、社会保障関係費の増加が見込まれる中ではありますが、市民の利便性向上に向け、AIを活用したオンデマンドバスの運行や市内全ての図書館、図書室の蔵書、そしてまた、公共施設のインターネット予約システム。住民移動システムなど急速に進展するデジタル技術を積極的に活用したり、また、市民の健康づくりや子育て支援の新たな拠点づくりとして、霧島市総合保健センターの計画や第2期霧島市こども子育て支援事業計画を受け、より一層の子育て環境の充実を図っていくものと期待できます。また、過去最高額を更新しているふるさと納税の

寄附額増額に向けての工夫とそしてまた、ふるさと納税を基金とする霧島市ふるさときばいやんせ基金を多様な政策に有効的に活用しているものと認めるところでもあります。また、私にとって課題だとも感じていた学校給食関係について、公会計することにより、大きく改善することとなり大変待ち望んだ制度でもあります。今後も、現場目線を大事にしながら、市民のために必要な事業が計上されていくことを期待することを申し添えまして、私の賛成討論といたします。委員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

では、討論を終わります。採決します。議案第21号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で起立多数と認めます。したがって議案第21号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第22号 令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第22号、令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

○委員（前川原正人君）

自由討議として申し上げます。議案第22号の令和5年度霧島市国民健康保険特別会計予算でございますが、審査でも明らかになりましたとおり、本市の国保加入者は1万2,793世帯、法定軽減が7割軽減として7,591世帯、5割軽減が3,072世帯、2割軽減が2,130世帯と低所得者が多数加入をしているというのが国保の特徴でございます。また加入者等は、年金暮らしの世帯、自営業者が加入者の貧困と高齢化、重症化の方たちで占められていることにございます。また、高過ぎます国民健康保険税の背景になった一つに、1984年の法改正によりまして、医療費に係る国庫負担率を医療費の45%から総医療費の38.5%に削減したこと。そして、2018年4月からの国保の都道府県化による財政安定化の名によります国保税の水準の提示は、市町村への圧力となっております。本市の国保税は所得592万円で国保税最高限度額の102万円となります。同じ所得で協会けんぽの加入の場合、自己負担額は34万円でございます。いかに国保税が高額なのかが分かると思います。しかしこのような中で、本市は2024年度も過去2年間に引き続いて国保税の引上げをしていないことは一定評価できることを申し添えまして私の自由討議といたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第22号について原案のとおり可決することに御異議ありませんか。[「なし」と言う声あり] 御異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第23号 令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）



次に、議案第23号、令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります、討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

議案第23号、令和5年度霧島市後期高齢者医療保険特別会計予算に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。本制度は、国策として進められておる制度でございますが、75歳以上の高齢者を年齢の区分で強制的に脱会させ別枠の医療保険制度に囲い込み、年齢で差別する異例の高齢者いじめの医療制度として非難がございます。そういう仕組みと言わざるを得ません。保険料の均等割が年間5万6,900円。所得割額で10.88%、賦課限度額が66万円であります。年額18万円以上の年金受給者は、有無を言わず年金から天引きをされ、介護保険料と合わせた保険料額が年金額の2分の1を超える場合は、普通徴収として納付をすることになります。減り続ける年金額や度重なる医療改悪によりまして、負担増か医療抑制かのこの二者選択を強要している制度であります。安心して医療を受けられ、そして老後を過ごすことができる制度への改善が求められていることを指摘をして私の討論といたします。以上です。

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は議案第23号令和5年度霧島市後期高齢者医療特別会計予算について賛成の立場で討論いたします。今回の令和5年度予算は17億688万7,000円で計上されています。歳入の保険料については、令和4年度から2か年度は所得割率10.88%、均等割額が5万6,900円。賦課限度額が66万円となっています。歳出については後期高齢者医療事業を円滑に行うための経費や広域連合への保険料納付金を計上しています。保健事業については、健康診査事業、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施に係る訪問指導事業。1日人間ドック助成の経費を計上し被保険者の健康寿命の延伸と医療費の適正化に重点を置いた予算編成となっています。後期高齢者医療制度は、75歳以上と65歳から74歳まで一定の障害があり、認定を受けた方を対象とした重要な医療制度です。したがって今回の議案は可決すべきものと考えます。以上で私の賛成討論を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

[「なし」と言う声あり]

では討論を終わります。採決します。議案第23号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

起立者9名で起立多数と認めます。したがって議案第23号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第24号 令和5年度霧島市介護保険特別会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第24号、令和5年度霧島市介護保険特別会計予算について、自由討議に入ります。意見はありませんか。

[「なし」と言う声あり]

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります、討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は議案第24号、令和5年度霧島市介護保険特別会計予算に対しまして、反対の立場から討論に

参加をいたします。介護保険制度は創設されてから今年で23年目となります。当初の触れ込みは御存じのとおり、家族が支える介護から社会が支える介護へとということで始まりました。しかし、2015年度からは特別養護老人ホームへ入所できる高齢者を介護3以上に限定をし、介護施設の部屋代や食事代を国が助成する補足給付も縮小されてきた経緯がございます。この制度も後期高齢者医療保険と同様に介護保険も国策として進められているわけですが、改定のたびごとに本制度は後退をしてきた背景がございます。これまで、要支援1と2の方の訪問介護と通所介護を保険給付から外して、市町村が主体となる介護予防、日常生活支援総合事業に移行されるなど介護が必要な人が介護を受けられないところまで追い詰め、高齢者の方たちから介護保険料は容赦なく、今でも少ない下がり続けている年金から徴収されている状況がございます。本予算でも明らかになりましたけれども、要支援1、2、要介護1から5までの利用者は約6,500人でございますが、介護保険料を払っている人たちは65歳以上と言われる第1号保険者の81%が介護保険料を支払っておりますが、この利用率も約17%程度しかないことが、本会議の議論の中でも明らかになったと思います。さらに本制度の本年度出納閉鎖時の基金は11億2,000万円となることも予算審査の中で明らかになっております。厚生省が示しております通達では、保険給付準備基金は、最低限必要と認める場合を除いて基本的には次期計画に繰り入れるべきとしておりますことから、負担の細分化などによる負担軽減を来年度以降も図るべきということを申し添えて、私の討論といたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は、議案第24号令和5年度霧島市介護保険特別会計予算について、賛成の立場で討論します。今回の令和5年度予算は119億2,698万3,000円が計上され、前年度比2億9,582万4,000円増の率にして2.5%の増となっています。令和3年度から令和5年度を計画期間とする第9期後期高齢者計画、第8期介護保険事業計画において誰もが支え合いながら生き生きと暮らせるまちづくりを基本理念とし、住みなれた地域で暮らし続けるための地域包括ケアの強化に向けた取組を推進するため、高齢者の自立支援や重度化防止の取組、認知症施策、介護保険サービスの提供に要する事業の経費が計上されています。団塊の世代が75歳以上のピークになる2025年問題も控えております。現在、40代後半の方が65歳を迎える2040年問題も控えております。高齢者の増加、労働人口の減少により社会保障費も増大し、医療、介護分野も整備が必要です。今回の介護保険関連予算では、多様な介護サービスを利用できる選択肢があり、介護給付費を抑制するための施策と考えます。また、安心して暮らしていくための支援体制づくりと判断し、したがって今回の議案は可決されるべきと考えます。以上で私の賛成討論を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは討論を終わります。採決します。議案第24号について原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で起立多数と認めます。したがって、議案第24号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第25号 令和5年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第25号、令和5年度霧島市交通災害共済事業特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第25号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第25号は、全会一致で原案とおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第26号 令和5年度霧島市温泉供給特別会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第26号、令和5年度霧島市温泉供給特別会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第26号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第26号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第27号 令和5年度霧島市水道事業会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第27号、令和5年度霧島市水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第27号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第27号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第28号 令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第28号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算について、自由討議に入ります。何か御意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第28号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。審査の中でも明らかになりましたとおり1日50トン以上の水量を使用するという基本料金の原則を上回る契約の企業はなく、当初の見込みからいたしましても齟齬が生じていると考えます。また、一般会計からの繰入れで300万円が投入を歳出して見込まれておりますが、事業運営をしているこの企業に、やはり、社会的責任を果たしていただきたいということが1点です。早期にこの繰入れが解消される取組が求められていると思います。工業用水の使用料金は、1立方当たり45円。超過料金90円と市民が使用する水道料金から見ましても格段に安くなっている状況もございます。これは責任水量制の問題もございしますが、独立採算性が求められ企業の社会的責任も求められることを指摘をして私の討論といたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（有村隆志君）

議案第28号、令和5年度霧島市工業用水道事業会計予算について、賛成の立場を明らかにし討論に参加します。この工業用水道事業会計予算は、国分上野原テクノパークに立地しています企業等の工業用水道の安定供給を目的とした予算であり、本年の給水事業所数も前年と同じ23事業所、年間総水量も同じく10万6,215 $\text{m}^3$ 、1日平均291 $\text{m}^3$ を見込んでおり安定的な配水ができるとの説明でございました。廉価での給水は工業用水道事業会計は、企業の誘致のために行われてきた歴史があります。企業の安定的な経営への一助ともなっています。工業用水の配水に関し、今後大きな修繕もなく安定的に給水ができるとの説明がありました。最後に工業用水道の趣旨を踏まえて、当分の間、引き続き経営の一助となると申し上げ賛成討論といたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論を終わります。採決します。議案第28号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で起立多数と認めます。したがって議案第28号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第29号 令和5年度霧島市下水道事業会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第29号、令和5年度霧島市下水道事業会計予算について自由討議に入ります。意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

○委員（前川原正人君）

私は、議案第29号、令和5年度霧島市下水道事業会計予算に対しまして、反対の立場から討論に参加をいたします。反対の理由につきましても、これまでも幾度となく指摘をしまいましたが前納報奨金の問題でございします。この受益者負担の前納報奨金、5年分を一括して納付した場合20%の報奨金を受ける制度が継続されております。現在、低金利が実態であり一括納付できない低所得者世帯に負担を強いる結果になっております。現制度を改めまして、現在納入されている受益者負担金の引下げを検討し実施をすべきであります。もう一つの反対の理由は、新年度予算では公共下水道基本使用料を現在の国分隼人が350円を650円に引上げ、使用水量1立方当たりの料金も15円引上げられることとなります。国分隼人処理区の使用水量は1か月、例えば、20 $\text{m}^3$ 使用したときに、

1,815円が2,475円となります。その値上げ率は約36%の値上げとなります。牧園処理区の料金でも20㎡で1,595円が2,475円となり、約55%の値上げとなります。今回の値上げは、コロナ禍で市民の暮らしは上向きつつある中での料金改定ということになりますがこれには大変厳しいものがござい  
ます。行政が少しの間でも配慮が必要と考えることから本予算には賛成できないことを申し上げる  
ものであります。以上私の討論といたします。

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、原案に賛成者の発言を許可します。

○委員（川窪幸治君）

私は、議案第29号、令和5年度霧島市下水道事業会計予算について、賛成の立場であることを明確にし討論します。下水道事業は国分隼人の市街地、牧園地区、観光等の汚水を処理し、快適な生活環境の確保、河川等の公共用水域の水質保全を目的に予算計上されているもので評価できるものであります。また、霧島市雨水管理総合計画に基づく、降雨時の浸水冠水被害の軽減を目的とした施設整備事業のための予算編成が挙げられています。これは安心安全なまちづくりを目指す霧島市にとって有意義な市民サービスの向上であると判断します。したがって、本議案は可決すべきものと考えて私の賛成討論を終わります。

○委員長（鈴木てるみ君）

ほかにありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので討論を終わります。採決します。議案第29号について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立者9名で起立多数と認めます。したがって議案第29号は原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 議案第30号 令和5年度霧島市病院事業会計予算について

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、議案第30号、令和5年度霧島市病院事業会計予算について、自由討議に入ります。何か意見はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

ないようですので、自由討議を終結し、討論に入ります。討論はありませんか。

〔「なし」と言う声あり〕

討論なしと認めます。討論を終わります。採決します。議案第30号について、原案のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

御異議なしと認めます。したがって、議案第30号については、全会一致で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

#### △ 委員長報告に付け加える点についての確認

○委員長（鈴木てるみ君）

次に、委員長報告に何か付け加える点があれば、お出しをいただきたいと思います。

〔「なし」と言う声あり〕

それでは、報告については、委員長に御一任いただけますか。

〔「異議なし」と言う声あり〕

それではそのようにさせていただきます。これで付託された案件の全てを終了しました。よって、予算常任委員会を閉会いたします。

「閉 会 午後 4時49分」

以上、本委員会の概要と相違ないことを認め、ここに署名する。

予算常任委員長 鈴木 てるみ